

第3次横浜市男女共同参画行動計画（素案）  
パブリックコメント実施結果（速報）について

1 実施概要

(1) 実施期間

平成22年8月2日（月）から9月20日（月）まで

(2) 募集方法

- ア 素案全文の閲覧及び概要版パンフレット（7,500部）の配布  
閲覧先：市役所市民情報センター、区役所広報相談係、図書館、男女共同参画センター  
配布先：上記ほか、各区市民活動支援センター、地区センター、公会堂等
- イ ホームページへの素案全文及び概要版パンフレットの掲載
- ウ シンポジウム・出前説明会・意見交換会等の開催（7回）

(3) 意見募集項目

- ア 素案などへの意見
- イ 男女共同参画の実践例

2 実施結果

(1) 応募数

応募数	328通	100.0%
郵送	44通	13.4%
持参	20通	6.1%
電子メール	257通	78.4%
F A X	7通	2.1%

(参考) 応募者の属性

ア 性別・年代別

年齢	女性	男性	無回答	合計
10歳代以下	3	12	1	16
20歳代	30	71	2	103
30歳代	21	55	0	76
40歳台	22	13	2	37
50歳代	13	8	1	22
60歳代	18	5	0	23
70歳代以上	7	0	2	9
無回答	3	5	34	42
合計	117	169	42	328

イ 性別・職業別

職業	女性	男性	無回答	合計
自営業	13	17	1	31
会社員・公務員	38	52	2	92
派遣・契約社員	5	10	0	15
アルバイト・パート	12	21	0	33
公益法人・NPO・NGO	11	1	0	12
家事専業	7	2	1	10
学生	6	26	3	35
無職	7	15	0	22
その他	13	12	0	25
無回答	5	13	35	53
合計	117	169	42	328

(2) 意見数

意見数	862件
ア 素案などへの意見	649件
イ 男女共同参画の実践例	213件

※1つの意見が、複数の項目に該当する場合には、それぞれでカウントするため、下記合計とは一致しない

ア 素案などへの意見の分類（重複あり）

項目		意見数	割合
計画全般		58	7.9%
取組目標	I 男女共同参画についての理解の促進	24	3.3%
	II 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保	46	6.3%
	III ワーク・ライフ・バランスの実現	14	1.9%
	IV 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援	171	23.4%
	V 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり	18	2.5%
	VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組	284	38.9%
重点項目	1 生活困難の防止と自立に向けた支援	9	1.2%
	2 ワーク・ライフ・バランスへの取組	6	0.8%
	3 様々な活動の場における男女共同参画の推進	11	1.5%
	4 女性への暴力の根絶に向けた取組	25	3.4%
DV基本計画		57	7.8%
その他		7	1.0%
合計		730	100.0%

イ 男女共同参画の実践例の分類（重複あり）

項目		意見数	割合
取組目標	I 男女共同参画についての理解の促進	62	24.6%
	II 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保	65	25.8%
	III ワーク・ライフ・バランスの実現	43	17.1%
	IV 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援	44	17.5%
	V 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり	9	3.6%
	VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組	29	11.5%
合計		252	100.0%

3 今後の予定

11月	男女共同参画推進会議 男女共同参画審議会 DV施策推進会議	} 検討・素案修正
	パブリックコメント実施結果公表	
12月	最終案常任委員会説明 行動計画確定・公表	

## ア 素案などへの意見

### 計画全般

58件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからもすすめてほしい</li> <li>・バックラッシュに屈することなく邁進してほしい</li> <li>・男女共同参画という用語が大変堅い印象を受けるため、中・高生等に対しては軟らかい言葉をつかった方が良い</li> <li>・女性優遇ではなく、男女平等を目指すべき</li> <li>・根本から「男女共同参画」「平等」の意味を考え直す必要がある</li> <li>・性への正しい理解と生涯を通じた心身の健康を柱に、未来あるこどもを支援すべき</li> </ul>
基本理念	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にも対象が女性しかないものがみられ、差別的である</li> </ul>
推進体制	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ目標値を設定し、極力客観的なデータを示し、その進捗よく状況をわかりやすく公表・透明化すること</li> <li>・目標値は客観的にデータをとれるものにすべきで、「感じている」等主観的な目標が随所に見られることが心配</li> </ul>
意見募集	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前意見交換会大賛成</li> <li>・パブリックコメントを無視せず、参考にしてほしい</li> <li>・総数や意見内容の公表、実際に寄せられた意見を閲覧できるシステムの構築を希望する</li> <li>・メールやファックスで送った場合、完全に匿名になっておらず、個人情報の扱いがしっかりできているか不安</li> </ul>
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載されている調査は、不確かで誘導的な点など偏りや問題がみられるため、中立性・客観性を持たせる努力が必要</li> </ul>

### 取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

24件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識して取り組むことが必要</li> <li>・性別役割分担意識は、各家庭にあった方法で進めた方が良い</li> </ul>
目標	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の地位が平等と思う人の割合を50%にする</li> <li>・平等でない事実を知ることが第一で数値目標は矛盾する</li> <li>・目標値は立てないほうが良い</li> </ul>
施策の方向	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押しつけがましく教育はしない方が良い</li> <li>・男女共同参画を身近な問題として考える取組を進めてほしい</li> <li>・相談や学習は、性別を限定しないでほしい</li> <li>・性的マイノリティを考慮した調査を実施してほしい</li> </ul>
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等感の現状を表す調査結果を見ると、統計学上、男女間に明確な差はない</li> </ul>

### 取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

46件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイバーシティの考えの中に、性指向や性自認の異なる人を加えてほしい</li> <li>・女性が家庭に入ることは悪であるという認識の押しつけはやめてほしい</li> </ul>



目標	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有期雇用を公共サービスの現場からなくす指標を設けてほしい</li> <li>・事業所の女性管理職の割合を4割以上にあげてほしい</li> <li>・審議会の女性参画比率は、国際的な目標にあわせ40%にした方がよい</li> </ul>
施策の方向	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の参画には、個人の特性を生かした適材適所の労働環境の整備と偏見にとらわれない人事が重要</li> <li>・若者の自立支援を男女共同参画の枠で行うことはおかし</li> <li>・企業への働きかけが薄い</li> <li>・産休、育休中における未稼働中のコストを行政でフォローすべき</li> <li>・女性の社会参画に伴い、三世同居とご近所づきあいの復活を推進してほしい</li> <li>・母子家庭、在日外国人女性だけではなく、男性への支援も行うべき</li> <li>・性的マイノリティへの理解、支援も進めてほしい</li> <li>・男女共同参画の考えを町内会など地域の中で浸透させることが必要</li> <li>・市審議会の女性の参画比率を50%にあげることは、すぐできそうなので、早急に行うことにより、男女共同参画が推進される</li> </ul>
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて男性に任せてきた風潮について、歴史を紐解き、原因を分析する必要がある</li> </ul>

### 取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

14件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代が存在しないワーク・ライフ・バランスは無意味である</li> </ul>
目標	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦が単一活動を分け合っていることについて、円満な家庭にまで口を出すことはいい迷惑である</li> </ul>
施策の方向	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の長時間労働の見直しが必要である</li> <li>・男性の地域活動等への参画に賛成、もっと行政が働きかけを促進すべき</li> <li>・子どもが小学生になっても預けられ、緊急時にも対応できる機関を増やすなど、政策を充実してほしい</li> <li>・子どもは地域で育てる時代である</li> </ul>

### 取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

171件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームソフトなど創作物が犯罪を誘発するといった科学的根拠はない</li> <li>・ゲームやアニメの女性は架空の人物であり、暴力を受けても、現実の人間の人権侵害にはあたらない</li> <li>・自らの意思で性に関わる職業に就く女性もおり、性の商品化という考え方で人権侵害を受けている</li> <li>・性の商品をよくないと思うなら、徹底して風俗店などとりしめるべき</li> <li>・女性の性の商品化、性がどちらかの支配、被支配の関係にある状態がずっと続いている</li> <li>・セクシュアル・マイノリティへの理解を進めるために、具体的な計画を示してほしい</li> </ul>
目標	80	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーム等メディアが女性の人権を侵害しているとの考えを既定のこととしているが、科学的・統計的根拠は無く、表現の自由を損なう</li> <li>・特定の思想を強要することは、共同参画の概念に反する</li> <li>・内心の自由は憲法で保障されている</li> <li>・人権侵害状況が改善されれば、割合は下がるはずである</li> </ul>

施策の方向	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長段階、発達段階にあわせた性教育の実施が必要</li> <li>・公教育における倫理観、道徳観念の強化から取り組むべき</li> <li>・性教育は家庭内で行われるのが相当</li> <li>・学校教育で性に対する正しい知識を得られることは喜ばしいこと</li> <li>・癌死亡者数は男性のほうが多く、男性の命も大切にすべき</li> <li>・性差医療には、性指向や性自認の異なりを含めてほしい</li> </ul>
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されているということに対する調査結果は、市民に錯覚を与え、正しい問題意識を身に付け難くなっている</li> </ul>

#### 取組目標V 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

18件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人女性も外国人も区別なく共生する</li> <li>・外国人保護も必要だが、まず日本人保護を優先してほしい</li> <li>・外国人に対する偏見・差別は男性にもあり、女性に限定するのはおかしい</li> <li>・外国人への日本語教育の支援強化などは進めるべきだが、外国人優遇の必要はない</li> </ul>
施策の方向	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協力活動の推進をさらに進めてほしい</li> <li>・外国籍住民への援助の予算が必要</li> <li>・途上国女性への支援は、海外のみならず女性に力をつけることで、内外にわたり、女性の地位向上につながる</li> <li>・特定のNPO・NGO等への支援はやめるべき</li> </ul>

#### 取組目標VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

284件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	79	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性への暴力やセクシュアルハラスメントも増えており、女性と子どもだけの問題ではない</li> <li>・性別を問わず、弱者への暴力等の根絶が必要</li> <li>・男女が共存できるよう尽力している熱意は伝わるが、行き過ぎれば女尊男卑につながると危惧している</li> <li>・男性被害者がなかなか声を上げられない実態がある</li> <li>・DV被害評価には、第三者による客観性を確保した判断が必要</li> <li>・男女平等に逆行するDV防止法の見直しなど国に声をあげるべき</li> </ul>
施策の方向	201	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の救済も重要だが、加害者の更正も重要</li> <li>・加害者への罰則強化は必須</li> <li>・性犯罪への正しい理解が必要、加害者への弁護や被害者の落ち度を問うような認識は改めるべき</li> <li>・ゲームなどのフィクションが人権を侵害することはない</li> <li>・メディア規制には、慎重な議論をお願いしたい</li> <li>・表現の自由に対する配慮がない</li> <li>・安易な規制弾圧は人の働く場所を奪うことも考慮してほしい</li> <li>・実在の女性と非実在の女性を同列に扱うことは問題である</li> <li>・メディア規制ではなく、虐待への迅速な対応や警察の家庭内への介入などをすべき</li> <li>・現実の犯罪に巻き込まれない対策と、犯罪を起こさないようにする性教育やリテラシー教育を行うべき</li> <li>・セクシュアルハラスメントの定義を厳密にしてほしい</li> <li>・セクシュアルハラスメントは、生活の基盤を奪うことを肝に銘じ、啓発活動を行ってほしい</li> </ul>
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDVの被害経験の調査結果は、男女のサンプル数が異なり、正確さが疑われる</li> </ul>

重点項目1 生活困難の防止と自立に向けた支援

9件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な教育が受けられず居場所がなかったり、進学をあきらめるケースが多々あるので、力を入れて取り組んでほしい</li> <li>父子家庭に対する支援をすすめてほしい</li> <li>外国人については、男性も含めるべき</li> </ul>
取組	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の厳しい今は、就労支援の拡大より、子どもへの手当てや助成を期待する</li> <li>市が率先して、母子世帯・非正規雇用者を職員として採用すべき</li> <li>地域で支える取組が具体化されると良い</li> </ul>

重点項目2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組

6件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が仕事を持って自立するためには、夫の働き方の見直しが必要</li> <li>ワーク・ライフ・バランスや育休は休みという認識の男性が多いが、育児の実態を実感として伝えたい</li> </ul>
目標	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の育児休業取得率の目標が10%と大変低すぎる</li> </ul>
取組	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業向け啓発より、企業向けの警鐘をいかに出すか考えてほしい</li> <li>企業に、復職後の社員処遇についてどうあるべきか指導する必要がある</li> </ul>

重点項目3 様々な活動の場における男女共同参画の推進

11件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所における女性参画に関心があり、協力したい</li> <li>重要なポストは女性だからではなく、有能だから決めるべきで、性に縛られすぎではないか</li> </ul>
目標	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会の目標値は、推移を見ると、40%が現実的ではないか</li> <li>市役所責任職は40%を目指してほしい、女性の地位向上において、女性の格差が強調される20%は低すぎる</li> <li>実現すべきは、単純な比率でなく、能力が性別によって偏った評価をされていないことを確かめる仕組みである</li> <li>役職における比率目標の設定には反対</li> </ul>
取組	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業における女性の取締役が少なすぎるものが問題につながっており、男女共同参画の意識が高い社外取締役を入れると良い</li> <li>育休後の女性社員の陥りがちな考え方を理解したうえで、キャリア開発プログラムの実施が必要</li> <li>男性と同様に、女性の能力を発揮する機会が必要であることを町内会の会合など、地域の中で浸透させていく活動が必要</li> </ul>

重点項目4 女性への暴力の根絶に向けた取組

25件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童への両親の暴力の根絶にも積極的に取り組んでほしい</li> <li>女性だけではなく、男性被害者の救済も行うべき</li> <li>男性は暴力的というように、男だからこうだ、女だからこうだという論法をやめるべき、それこそが足かせとなっている</li> <li>男女平等を目指すのであれば、男女双方に配慮した文面にすべき</li> </ul>



取組	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVセンターの具体的なプランがみえない</li> <li>・メディアと協働は、暴力的な表現を規制するものではなく、現実の暴力をなくすためのキャンペーンであることを望む</li> <li>・DV被害の軽減のために、10代での安心して、早期に適切に対応できる体制が必要</li> </ul>
----	---	---

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画

57件

項目	意見数	主な意見(概要)
総論	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の権利だけでなく、男性の権利、マイノリティを含めた権利に配慮した内容にされたい</li> <li>・市の調査においても、男性被害者の割合は、無視できる数字ではなかった</li> <li>・すべての弱者をDV被害から救うための計画をたてるべき</li> <li>・男女平等な社会的バイアスのかかっていないDVの定義の厳格化が必要</li> <li>・女性への暴力は、自分自身の信頼する気持ちを妨げ、追い込むものであり、社会の損失であることを前提に、政策に取り組んでほしい</li> </ul>
取組	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVセンター機能が被害女性にどのようにメリットにつながるか提示してほしい</li> <li>・男性相談窓口の開設と男性相談員を望む</li> <li>・相談員の安全を守る必要がある</li> <li>・相談窓口の周知だけでなく、体制づくりが必要</li> <li>・シェルターへの支援の充実を望む</li> <li>・DV被害者への少額融資や住宅施策の充実を望む</li> <li>・相談を弁護士につなげてほしい</li> <li>・DV根絶のためには、10代からの予防教育が効果的</li> <li>・デートDVについては、相手を思いやる交際というように大きな視点での教育をすべき</li> <li>・男性へのケアを増やしてほしい</li> <li>・女子トイレにDV相談のカードやパンフレットを置いてはどうか</li> </ul>
その他	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV被害経験の調査結果をみると、「されたかもしれない」と答えた人となっているが、「被害を受けた」とは、大きな違いがある</li> <li>・調査結果の説明は、女性の被害者が多いということが強調されている印象がある</li> </ul>

## イ 男女共同参画実践例(一部抜粋)

### 取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

62件

・夫にも学校のPTAや地域の町内会などのイベントに参加してもらい、「女性の仕事」と思われていることに参加することで男性が参加しやすいようにしていく。

・根強い固定的性別役割分担意識の根底には、男性が有給休暇等を取りづらい環境もあると思いますので、社員が気兼ねなく有給休暇や育児休暇を取れるよう、あまり特定の担当者を決めず部署共通の情報として共有するようしております。

・家庭内では男性もちろん家事に主体的にかかわっている。

### 取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

65件

・仕事で、記事を作成する際に、「女性の視点」「作り手からは忘れられそうな女性の気持ち」を入れることに力を注いでいます。

・やはりまず自分が接する男性・女性などで、男女平等とは言えない事例があったら、そうした認識を改めてもらうよう説くか、止めさせるなどがあると思います。周りが論ずる事で、自分の行っている、あるいは取っている態度が、男女平等の観点から良くないものだと分かってもえれば、やめる人もいるでしょうし、極端な場合、DV等が身近で行われていれば、被害者の話を聞いたり、警察へ相談したり、などの手段を取ると思います。

・多様な考えや価値観を尊重するために、相手のどんな考えや価値観でも偏見の如く頭ごなしに否定しないという気持ちを持って相手と接しています。

### 取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

43件

・女性にも男性と同じような仕事をさせお茶汲みなどの雑用にまず付かせない事です。またわが社では男性にも育児休暇を取れるようある程度は配慮されてると思います。

・わたしの職場では男女関係無く同じ仕事をしております。以前の職場では各々の得意分野を分担し、仕事にあたり、売り上げを伸ばしました。男女だからではなく、個々が得意なもので仕事を分担するのです。

・男女ともに協力して仕事を進めて行くことで、時短、効率アップ等々のメリットが生まれます。早く仕事を片付けて、早く家に帰る喜びを体験して慣れて行くと、ほとんどの人はサービス残業などしなくなります。人らしい生き方を実践していくと、仕事も家庭も楽しくなります。

・職場の子育て期の人には、残業を早く切りあげて帰るよう声かけをしたり、男性には「子供にすすんでかかわるのは大切、あとで子ども時期をとりもどすことはできない」等話したりしている。



取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

44件

- ・DV根絶啓発番組(テレビで)の上映、男女性差のある職場でも女性の均等な労働・評価と活動。
- ・互いの性についてよく理解する事。男女によって性での思想・思考が異なるという事を理解する。
- ・「男性らしさ」や「女性らしさ」など、性によって決めつけた男性像・女性像を持たないように気をつけています。特に「男(女)のくせに」や「男(女)なんだから」というような言い回しは絶対にしないよう心掛けています。

取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

9件

- ・地域の国際交流ラウンジで日本語指導のボランティアをしています。
- ・学校には、性別、国籍、年齢さまざまな人が集まっています。このような中で、先入観を持たず、個人として接するように注意し生活しています。

取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

29件

- ・弊社ではセクシュアル・ハラスメント研修を毎年実施しております。
- ・友人や身内が暴力を受けている事実を確認した時に、性別に関わらず被害者側をフォローし、相談を促す。何らかのグループを作る時に、その人の能力と適性のみを考慮し、性別を根拠に数の調整をしない。
- ・暴力、虐待を受けた人に対する働きかけ(相談機関の紹介、緊急時の通報等)

第3次

# 横浜市男女共同参画行動計画

## 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画

素案(概要版)

みなさまのご意見をお寄せください

募集期間 平成22年8月2日(月)から  
9月20日(月)まで



“男女共同参画社会” —それは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会です。

そして、この、男女共同参画社会の実現は、一人ひとりの豊かな生活のためだけでなく、少子高齢化・人口減少が進行する中、社会が持続的に発展していくためにも不可欠な、21世紀の最重要課題です。

横浜市では、男女共同参画社会の実現を目指して、行政が中心となり、市民のみなさまや事業者・市民活動団体等と一体となって、計画的に取り組んでいけるよう、「男女共同参画行動計画」に基づき事業を実施しています。現在の「第2次行動計画」は平成22年度に終了します。このため、平成23年度からの新しい計画「第3次行動計画」の策定にあたって、その基本的な考え方や施策などをまとめた「素案」をつくりました。

この「素案」について、みなさまからの声を反映させて、「第3次行動計画」を策定していきますので、是非ご意見をお寄せください。

# 第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】について

## 基本的な考え方

### 目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すものです。

### 基本理念

「横浜市男女共同参画推進条例」第3条に規定する7つの基本理念に基づく計画です。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶



### 位置づけ

「横浜市男女共同参画推進条例」第8条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

### 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

### 計画の推進

目標(活動指標又は成果指標)による進行管理を行います。(詳しくは⑨ページ参照。)

## 計画の概念図

男女共同参画社会の実現に向けて目指すべき6つの取組目標と、その中でも特に重点的に取り組むべき4つの項目を定め、取り組めます。

## 男女共同参画社会の実現

### 第3次横浜市男女共同参画行動計画

#### 6つの取組目標

条例の基本理念に基づく計画の柱です

- I 男女共同参画についての理解の促進
- II 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保
- III ワーク・ライフ・バランスの実現
- IV 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援
- V 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり
- VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

#### 4つの重点項目

最近の社会情勢等を踏まえて、優先的に取り組む項目です

- 1 生活困難の防止と自立に向けた支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組
- 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

#### 横浜市DV<sup>※</sup>施策に関する基本方針及び行動計画

※DV:ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)



## 第3次横浜市男女共同参画行動計画の体系

### 取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
- 2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います
- 3 性別に関わる問題についての相談を行います
- 4 メディアにおける男女共同参画を進めます
- 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
- 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します

### 取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

- 1 女性の就業を支援します
- 2 若者の自立を支援します
- 3 事業所における男女共同参画の取組を促進します
- 4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います
- 5 女性の自己確立のための支援を行います
- 6 地域活動における男女共同参画を進めます
- 7 市役所における男女共同参画を進めます
- 8 市審議会等への女性参画比率を向上させます



### 取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

- 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います
- 2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します
- 3 保育・子育てのための支援を行います
- 4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います

### 取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

- 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
- 2 ライフステージに対応した支援を行います
- 3 性差医療が受診しやすい環境をつくります

### 取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

- 1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます
- 2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います
- 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

### 取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

- 1 DV<sup>※</sup>施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます
- 2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます
- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

※DV:ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)

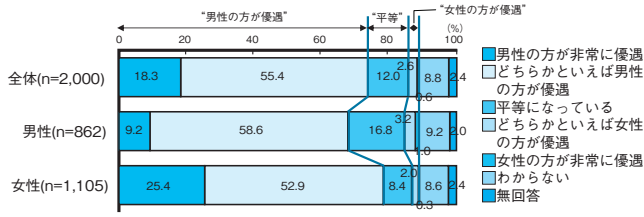
# 6つの取組目標の概要 ~目指す姿と現状・主な取組

## 取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

**目指す姿** 男女共同参画について、より多くの市民に理解されています。

★社会通念・慣習・しきたりなどで、男女が平等だと感じている人は、12%にとどまります。

◆社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感



社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位が平等だと感じている人の割合

②6目標値20% (②1現状値12.0%)

**主な取組**

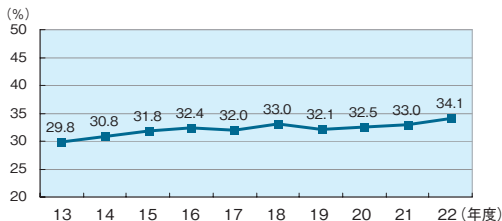
- ①市民や企業等に向けた広報・啓発  
◇市民等に身近な場でのキャンペーン・パネル展などの実施
- ②子どもの頃からの男女共同参画の視点の醸成
- ③メディア・リテラシーの醸成  
◇メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うためのセミナーの開催

## 取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

**目指す姿** 意思決定の場への女性の参画が高まり、その能力が生かされています。

★市審議会での女性参画比率は、平成14年度に30%を超えた後、微増にとどまっています。

◆横浜市審議会等への女性の参画状況



市審議会等への女性参画比率

②7目標値50% (②2現状値34.1%)

**主な取組**

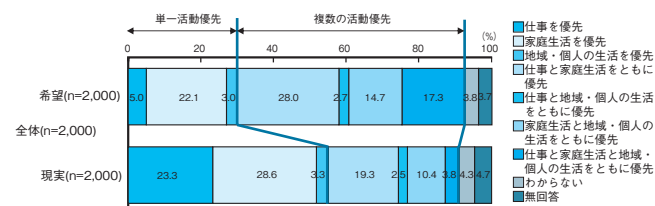
- ①女性や若者の自立に向けた支援  
◇男女共同参画センターでの就業等に関する相談の実施、起業・再就職に向けた支援  
◇若者サポートステーション、地域ユースプラザ、よこはま型若者自立塾での支援
- ②地域活動における男女共同参画の推進
- ③市審議会委員・市役所責任職への女性の参画促進

## 取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

**目指す姿** 市民が、それぞれの希望するバランスで仕事と生活を調和(ワーク・ライフ・バランスを実現)させています。

★複数の活動を優先したいという希望と、単一の活動しか優先できていない現実との乖離があります。

◆仕事、家庭生活等の優先度の理想と現実



複数の活動を優先している人の割合

②6目標値50% (②1現状値36.0%)

**主な取組**

- ①保育所整備、一時保育等多様な保育の充実
- ②男性の家事・育児・介護・地域活動等への参画のための支援
- ③企業の主体的取組の促進  
◇企業の認定・表彰制度  
「よこはまグッドバランス賞」



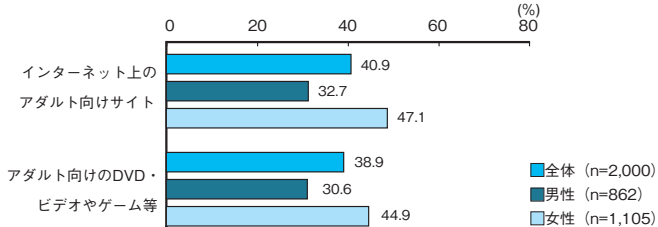
## 取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

### 目指す姿

市民が、互いの性を尊重しあうとともに、心身の健康について正しい知識を身につけています。

★女性の性の商品化と人権侵害について、インターネットやゲームなどでの認識が低く、男女の差も大きくなっています。

◆女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うこと



(出典)横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等で、女性の性が商品化され、人権が侵害されていると思う人の割合

26目標値50% (21現状値38.9%)

### 主な取組

- ①適切な性に関する教育の推進
- ②女性特有の  
がん検診受診者数の増加



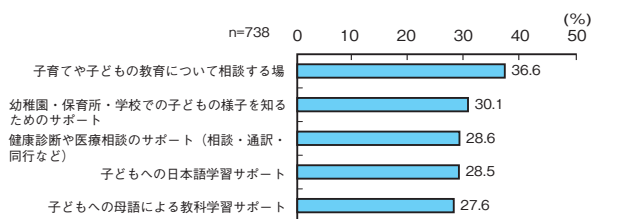
## 取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

### 目指す姿

多文化共生が進み、外国人女性等が暮らしやすくなっています。日本語を母語としない子どもたちへの学習支援が進んでいます。

★市内に住む外国人市民は、子育てや子どもの教育に関する支援として、「相談する場」を求めています。

◆子育てや教育に関する支援についての外国人市民の希望(上位5項目)



(出典)横浜市「外国人市民意識調査」平成21年度

「横浜が外国人にとっても暮らしやすいまち」と思う人の割合

26目標値55% (22現状値(速報)28.9%)

### 主な取組

- ①外国につながる人への情報提供
- ②外国につながる子どもたち※1への学習支援
- ③途上国の女性の自立支援の活動をしているNPO・NGO等への支援

※1 外国籍や二重国籍者、日本国籍取得者及び保護者などが外国籍である日本国籍者の子どもたち

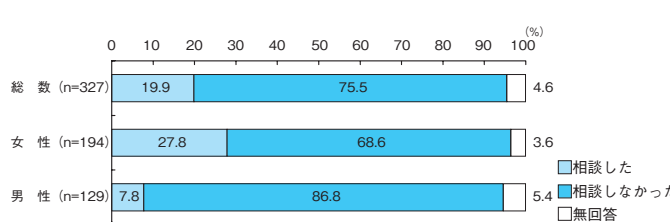
## 取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

### 目指す姿

配偶者間の暴力や相談機関について市民の認識が高まり、女性に対する暴力が根絶されています。

★暴力を受けても、相談した人は2割にとどまっています。

◆暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無



(出典)横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

DV被害者のうち、暴力を受けた後、相談した人の割合

26目標値50% (21現状値19.9%)

### 主な取組

- ①DV施策に関する基本方針及び行動計画に基づく啓発と被害者への切れ目のない支援
- ②女性や子どもに対する性暴力の防止



DV施策に関する基本方針及び行動計画の概要については、7～8ページをご覧ください。



## 4つの重点項目 ～最近の社会情勢等を踏まえて優先的に取り組むべきこと

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、第3次行動計画では、I～VIの6つの取組目標として推進する施策の中で、特に次の4項目について、重点的に取り組みます。

### 1 生活困難の防止と自立に向けた支援

性別・年代を問わず、生活困難な状況にある人々が増えています。中でも、母子世帯や非正規雇用者が、経済的に特に厳しい状況に置かれています。男女に特有の困難に陥る背景には、固定的性別役割分担意識があり、その解消が必要です。困難の世代間連鎖を断ち切るために、学び・育ちの支援、就業機会の確保、困難を抱える親子等を地域で支える仕組みづくりなど、行政や地域のセーフティネットを構築します。

世代間連鎖を断ち切るために、子ども世代の学びや育ちを支援します！

#### 主な取組

##### ① 学び・育ちの支援

- ◆ひとり親家庭や貧困、日本語指導が必要な児童・生徒に対する伴走的※2な生活・学習支援  
※2 家族が行うような寄り添い型の支援。生活困難な人々は、生活課題をいくつも重複して抱えているため、自ら助けを求めることができず、相談機関を実際に訪れることも難しいため、このような支援方法が必要となります。
- ◆高校中退やひきこもり、困難を抱える外国籍青年などに対する多様な進路選択支援
- ◆高校奨学金制度の充実
- ◆日本語以外を母語とする保護者への母語での教育相談

##### ② 安定就労支援

- ◆就労支援(ひとり親、若年無業者、新卒・既卒者、高齢者、非正規から正規雇用促進)

##### ③ 地域で支える取組

- ◆地域ケアプラザや地域子育て支援拠点を活用した顔つなぎ応援

◇母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合

②6目標値42% (②1現状値27%)

### 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組

女性がその能力を生かして社会に参画していく一方、男性が家庭生活等においても自立し、その役割を女性と分かち合い、それぞれが充実した生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。そのため、仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消や、保育所の整備、企業の主体的な取組を促進します。

男女ともに能力を発揮し成長する企業・組織づくりを促進します！

#### 主な取組

##### ① 固定的性別役割分担意識の解消

- ◆企業向け啓発
- ◆市役所のワーク・ライフ・バランス推進

##### ② 就労継続環境の整備促進

- ◆保育所整備 ◆育児・介護支援休暇取得の促進
- ◆多様な保育サービス ◆多様な働き方推進(例:テレワーク)
- ◆父親の子育て支援

##### ③ 企業の主体的取組促進

- ◆よこはまグッドバランス賞認定・表彰事業所へのメリット拡大

◇男性の育児休業取得率

②6目標値10% (②1現状値1.8%)

※現状値は18年度調査による値。

◇「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数

②6目標値125事業所 (②1現状値49事業所)

### 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進

女性の意思決定過程への参画を促進し、男女がともに家庭、地域、社会など様々な活動の場で個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画を推進していきます。

市役所から率先して取り組みます！

#### 主な取組

##### ○意思決定過程への女性参画促進

- ◆市審議会等への女性委員の登用の促進
- ◆市役所責任職への女性の登用の促進(ゴール・アンド・タイムテーブル方式※3による推進)

※3 達成時期と最終目標を定め、それに向けて、年度ごとの数値目標を設定し推進する方式。

- ◆市内事業所の管理職への女性の登用の促進
- ◆地域活動での役職への女性の就任の促進
- ◆調査や統計における男女別情報(ジェンダー統計※4)の充実

※4 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要があります。

##### ◇市審議会等への女性の参画比率

①目標値50% (②現状値34.1%)

##### ◇市役所女性責任職(課長級以上)の割合

①目標値15% (③目標値20%) (②現状値8.8%)

### 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力は、本人はもとより、その子どもにも深刻な影響を与えるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力の根絶に向けて、暴力についての正しい認識や対処法の普及・啓発、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。

相談から切れ目のない支援に取り組みます！

DVは子どもにも深刻な影響を与える児童虐待です！

#### 主な取組

##### ①DV相談支援センター機能設置

- ◆DV相談支援体制の充実・強化
- ◆DV被害者自立支援充実・強化
- ◆DV被害者・同伴する子どもへの心理的ケアの実施
- ◆DV相談支援機関連携強化
- ◆同伴する子どもへの学習支援の検討
- ◆地域での生活アフターケア

##### ②DV防止啓発

- ◆中高校生等へのデートDV(交際相手からの暴力)防止教育
- ◆メディアと協働したDV防止キャンペーン



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

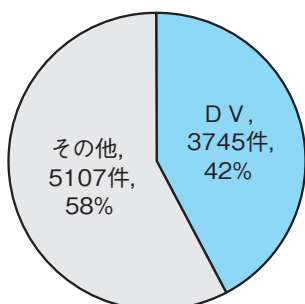
# 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画について

横浜市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)に基づく基本計画として、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を定めます。本基本計画は、横浜市男女共同参画推進条例の理念のもと、配偶者等からの暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進するため、第3次横浜市男女共同参画行動計画に盛り込みます。本基本計画では、DV防止法対象の「配偶者からの暴力」のほか、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」も対象とします。

## 配偶者暴力被害等の現状

### 横浜市の女性相談

(女性福祉相談及び男女共同参画センターでの相談)  
件数・内訳

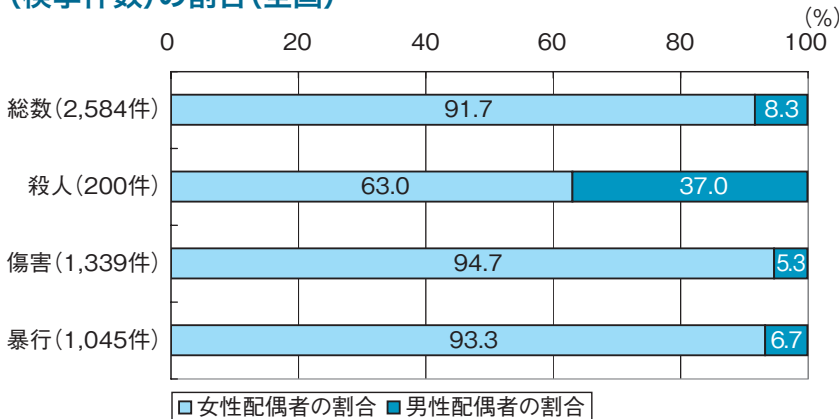


(出典) 横浜市市民局及び子ども青少年局調べ 平成21年度

女性相談のうち、暴力関係の相談が約**4割**を占めています

被害を受けた人の**9割以上が女性**であり、女性の被害が深刻な状況です

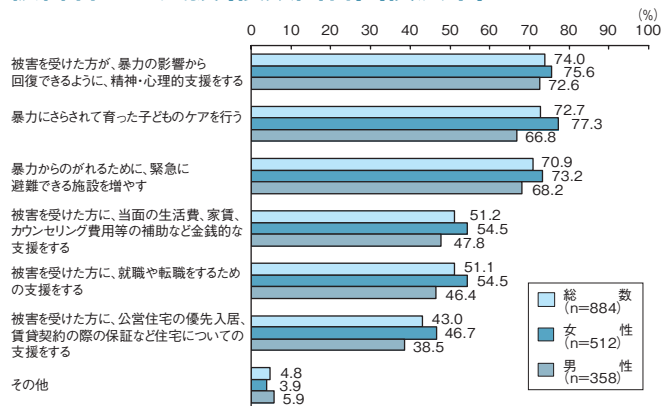
### 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数)の割合(全国)



(出典) 内閣府「男女共同参画白書」平成21年度(警察庁資料より作成)

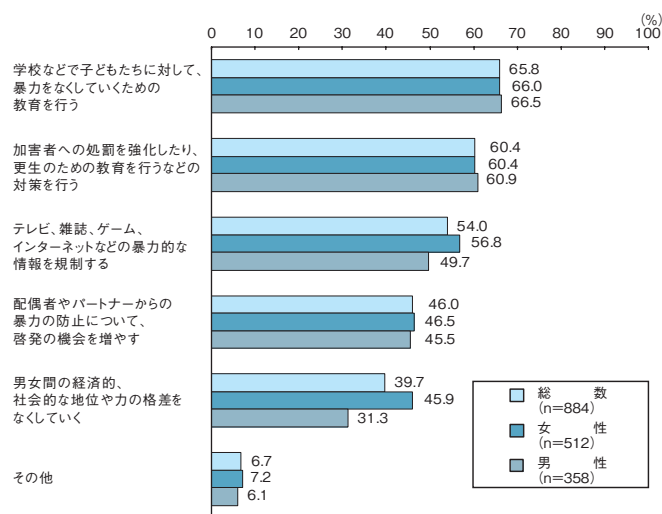
**7割以上**の人が暴力の被害者やその子どもへの精神的・心理的ケアが必要と答えています

### 被害者への支援(複数回答)(横浜市)



(出典) 横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

### DVをなくすために必要なこと(複数回答)(横浜市)



(出典) 横浜市「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査」平成20年度

**6割以上**の人が暴力をなくしていくための教育が必要と考えています



## 基本方針と施策の方向

### 基本方針Ⅰ

配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)機能設置によるDV被害者支援体制を強化します。

#### 施策の方向

- ◆身近なDV被害者支援の窓口として、横浜市DV相談支援センター機能を設置します。
- ◆神奈川県との連携を強化します。

### 基本方針Ⅱ

相談機能を強化します。

#### 施策の方向

- ◆相談窓口の周知を図ります。
- ◆相談体制を充実します。
- ◆各相談等窓口の相互連携を強化します。

#### 主な取組

- ①啓発ポスター・シールなどでの周知
- ②相談体制の強化、相談員の専門性の向上
- ③男女共同参画センターでの相談時間の延長
- ④外国籍女性への支援の充実

### 基本方針Ⅲ

DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します。

#### 施策の方向

- ◆一時保護支援の組織体制を充実し、DV被害者の安全を確保します。
- ◆一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。
- ◆一時保護施設等への支援を図ります。

#### 主な取組

- ①心理的ケアの充実
- ②同伴する子どもへの学習支援の検討
- ③一時保護中からの自立支援
- ④民間シェルターへの支援

### 基本方針Ⅳ

DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。

#### 施策の方向

- ◆一貫した自立支援体制を確立し、切れ目のない支援を行います。
- ◆生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。
- ◆関連制度の活用と、情報提供を充実します。

#### 主な取組

- ①被害者への切れ目のない自立支援
- ②男女共同参画センターでの自立支援
- ③母子家庭等への就労・自立支援事業の充実

### 基本方針Ⅴ

暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を行います。

#### 施策の方向

- ◆DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。
- ◆暴力の根絶についての啓発を強化します。

#### 主な取組

- ①中高生等へのデートDV防止教育
- ②メディアと協働したDV防止キャンペーン

### 基本方針Ⅵ

関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。

#### 施策の方向

- ◆関係機関との連携を強化します。
- ◆職務関係者等への研修を充実し、DV被害者に配慮した支援を行います。

#### 主な取組

- ①区ごとの関係機関連絡会における事例検討
- ②教育関係者等への啓発の実施

## 計画の推進体制について ~どのように行動計画を進めていくのか

☆できる限り目標値を設定し、進ちよく状況をわかりやすく伝えます

### 「活動指標(アウトプット指標) = “何”を“どれくらい”やるか」の設定

主な事業について、活動指標を設定し、毎年度の進ちよく状況を把握します。

### 「成果指標(アウトカム指標) = 取組の結果、“何”が“どのように”なっているか」の設定

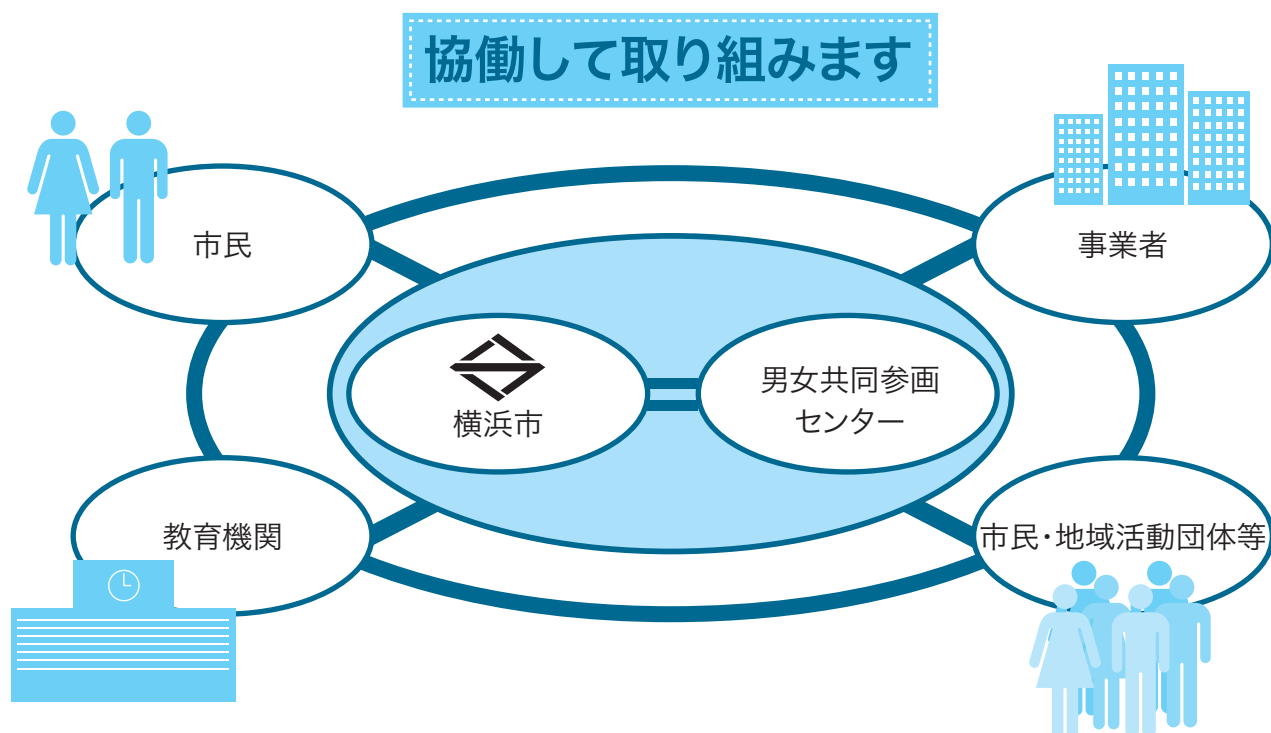
6つの取組目標について、成果指標を設定し、平成26年度末の達成状況を把握します。

### 審議会による達成状況の評価と市民のみなさまへの公表

「横浜市男女共同参画審議会」に主な事業の進ちよく状況と成果指標の達成状況を報告し、評価していただきます。また、これに基づき、計画がどの程度進んでいるかを市民のみなさまに分かりやすい形で公表し、その後の取組の方向性に生かしていきます。

☆様々な主体と連携・協働して取り組みます

横浜市と、横浜市内に3館ある男女共同参画推進のための拠点施設「男女共同参画センター」を核として、市民のみなさま一人ひとり、事業者、教育機関、市民・地域活動団体など多様な主体が連携・協働して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図っていきます。



# 「第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】」について 市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間 平成22年8月2日(月)から9月20日(月)まで(当日消印有効)

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかの方法でお寄せください。

＊宛先:横浜市 市民局 男女共同参画推進課

①郵送		下記のハガキ(ハサミで切り取り。切手不要)
②FAX		045-663-3431
③電子メール		sh-danjoiken@city.yokohama.jp

 素案の詳細は、  
ホームページをご覧ください。

横浜市男女共同参画推進課

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/danjo/>

## ◎提出にあたっては、次のことをご記入ください。

①性別、②年代、③職業、④ご意見

## ◎ご留意いただきたいこと

- ・いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はしかねますので、ご了承ください。
- ・電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- ・いただいた情報は、この意見募集以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

## ★「第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】」について の出前意見交換会を実施します。

本市職員が直接出向き、説明、ご意見をうかがいます。

希望される方は、下記までご連絡ください。

<実施要件>

- ・実施期間:8月20日から9月15日まで
- ・実施場所:原則、申込者・団体が指定した場所(事前に下記までご連絡ください。日時・場所等について調整させていただきます。)
- ・その他:参加者は概ね5~30人程度を想定しています。応募多数の場合は調整させていただくことがあります。

## お問い合わせ・連絡先

横浜市市民局男女共同参画推進課

電話 045-671-2017

FAX 045-663-3431

電子メール sh-danjoiken@city.yokohama.jp

## 1 【素案】などへのご意見について

該当する項目に✓を入れて、ご意見を記入してください  
(複数選択可)。

取組目標について

I  II  III  IV  V  VI

重点項目について

1  2  3  4

DV施策に関する基本方針及び行動計画について

「男女共同参画」全般について

2 あなたが、家庭、職場、学校、地域などで行っている、または、行うことができそうな男女共同参画の実践例を記入してください。

ご協力ありがとうございました。



# 男女共同参画シンポジウムを開催します

～女性も男性もいきいきと暮らせる社会について考えてみませんか～

## 座談会

ひぐち けいこ  
**樋口 恵子さん**  
(NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長)



樋口 恵子さん



林 文子 横浜市長

はやし ふみこ  
**林 文子横浜市長**

- 日時 平成22年8月28日(土) 午後2時～4時(午後1時30分開場)
- 会場 男女共同参画センター横浜(フォーラム)(定員300人)※市営地下鉄・JR戸塚駅 徒歩5分
- 参加費 無料
- 申込み 「往復ハガキ」か「FAX」、「電子メール」に氏名・住所・電話番号・FAX番号・参加人数・保育(1歳6か月以上未就学児、有料)の子の年齢・手話通訳希望を記入し、8月19日(木)必着で下記へ送付(応募者多数の場合は抽選：8月20日以降に参加の可否をお知らせします。)
  - 郵送先:〒231-0017 中区港町1-1 横浜市 市民局 男女共同参画推進課
  - FAX:045-663-3431
  - E-mail:sh-danjoshinpo@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき



料金受取人払郵便

横浜港支店  
承認

5263

差出有効期間  
平成22年9月20日  
まで

(切手不要)

231-8790  
017

横浜市中区港町1-1  
横浜市市民局  
男女共同参画推進課 行



きりとり線

さしつかえない範囲で、該当するところに○を付けてください。

性別	男性	女性
年代	10歳代以下 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上	
職業	自営業 会社員・公務員 派遣・契約社員 アルバイト・パート 公益法人・NPO・NGO 家事専業 学生 無職 その他	

「素案」に対するご意見は、こちらのハガキを切り取ってお寄せください。

## 横浜市市民局男女共同参画推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2017

FAX 045-663-3431

電子メール sh-danjoiken@city.yokohama.jp

第3次

横浜市

男女共同参画行動計画

【素案】

平成 22 年 7 月

横浜市



# 目次

## 1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の経緯 . . . . . 1
- (2) 基本的な考え方 . . . . . 1
- (3) 計画の推進について . . . . . 2
- (4) 男女共同参画をめぐる動向、社会の変化と横浜市の現状 . . . . . 3
- (5) 現行行動計画における横浜市の取組状況と課題 . . . . . 5

## 2 計画の体系と概念図

- (1) 条例の基本理念及び基本的施策に沿った計画の施策体系 . . . . . 8
- (2) 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目 . . . . . 8
- (3) 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画を包含した計画 . . . . . 8
- (4) 計画の概念図 . . . . . 10
- (5) 計画の推進主体 . . . . . 12

## 3 取組目標と施策の方向、主な事業

- 【計画の体系】 . . . . . 14
- 取組目標 男女共同参画についての理解の促進 . . . . . 15
- 取組目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保 . . . . . 20
- 取組目標 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現 . . . . . 28
- 取組目標 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援 . . . . . 33
- 取組目標 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり . . . . . 37
- 取組目標 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組 . . . . . 40

## 4 計画での重点項目

- (1) 生活困難の防止と自立に向けた支援 . . . . . 44
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組 . . . . . 46
- (3) 様々な活動の場における男女共同参画の推進 . . . . . 47
- (4) 女性への暴力の根絶に向けた取組 . . . . . 48

## 5 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画 . . . . . 別冊



# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の経緯

横浜市では、市民のだれもがいきいきと豊かに暮らしていくことのできる男女共同参画社会の形成を目指して、平成13年(2001年)4月に「横浜市男女共同参画推進条例(以下「条例」)」を制定しました。そして、この条例の理念に基づき、男女共同参画の総合的、計画的な推進を図るための行動計画を策定し、さまざまな取組を実施しています。

現行の第2次横浜市男女共同参画行動計画(よこはま男女共同参画行動計画;平成18年度(2006年度)策定)は、平成22年度(2010年度)で計画期間が満了となります。このため、第3次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて、平成22年(2010年)2月に、横浜市男女共同参画審議会に対し、横浜市の男女共同参画の推進に関する施策について諮問しました。

同年5月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、「第3次横浜市男女共同参画行動計画」を策定します。

## (2) 基本的な考え方

### ア 目的及び基本理念

この計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

#### 基本理念

<横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約>

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

なお、横浜市でも、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」)に基づき、市民に最も身近な行政機関として、「横浜市DV<sup>1</sup>施策に関する基本

<sup>1</sup> 「ドメスティック・バイオレンス」略して「DV」。この計画及び「横浜市DV<sup>1</sup>施策に関する基本方針及び行動計画」では、配偶者等からの暴力という意味で使用します。

方針及び行動計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していきます。「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」は、この第3次行動計画の中に包含し、条例の理念のもと、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。

## イ 位置づけ

この計画は、条例第8条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

## ウ 計画期間

平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年とします。

## エ 他の計画との関連

国では、平成23年度(2011年度)からを計画期間とする「第3次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、検討が進められています。また、神奈川県は、平成19年度(2007年度)に「かながわ男女共同参画プラン(第2次)」を策定しています。この計画は、これらの内容を踏まえつつ、横浜市の特性を反映したものです。

さらに、この計画は、横浜市の「新たな中期的計画」(平成22年度～平成25年度(2010年度～2013年度);平成22年7月現在策定作業中)や「横浜市次世代育成支援行動計画 かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」(平成22年度～平成26年度(2010年度～2014年度))、「横浜市母子家庭等自立支援計画」(平成20年度～平成24年度(2008年度～2012年度))、「第2期横浜市地域福祉保健計画」(平成21年度～平成25年度(2009年度～2013年度))、「横浜市障害者プラン(第2期)」(平成21年度～平成26年度(2009年度～2014年度))、「第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成21年度～平成23年度(2009年度～2011年度))等の横浜市の計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するために、総合的かつ計画的に施策を実施するという視点からまとめています。

## (3) 計画の推進について

### ア 計画達成へ向けた進行管理

計画の達成度や主な事業の進ちょく状況を的確に把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていくため、次の3点に取り組みます。

(ア)「活動指標(アウトプット指標) = “何”を“どれくらい”やるか」の設定  
主な事業について、活動指標を設定し、毎年度の進ちょく状況を把握します。  
事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、どのように評価していくかを検討します。

(イ)「成果指標(アウトカム指標) = 取組の結果、“何”が“どのように”なっているか」の設定  
6つの取組目標について、成果指標を設定し、平成26年度末(2014年度末)の達成状況を把握します。

(ウ) 審議会による達成状況の評価と市民への公表

これまで、年次報告書により、事業の進ちょく管理や実施主体による自己評価、横浜市男女共同参画審議会への報告を行ってきました。今後は、成果指標の達成状況についても報告し、これらの報告に基づく評価を同審議会から受け、計画がどの程度進んでいるかを市民に分かりやすい形で示すとともに、その後の取組の方向性に生かしていきます。

## イ 意識啓発とあわせて実践的な課題解決の取組を強化

これまで、男女共同参画の推進は、講座・講演会の開催やパンフレット等による広報など、意識啓発を中心に行われてきました。しかし、これらの取組には、参加する人の性別や年代が限られている、そもそも関心のない人には注目されない、といった問題があります。そして、市民の固定的性別役割分担意識はいまだ根強く、従来のような取組のみでは不十分であることが否めません。

第3次行動計画では、男女共同参画に対する意識啓発と併せて、横浜市と、横浜市内に3館ある男女共同参画推進のための拠点施設「男女共同参画センター」を核として、市民一人ひとり、事業者、教育機関、市民・地域活動団体など多様な主体が連携・協働して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図るといふ、実践的な活動を強化していきます。

## (4) 男女共同参画をめぐる動向、社会の変化と横浜市の現状

わが国においては、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、21世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題と位置づけられました。

これを受けて、近年、国では

- 「男女雇用機会均等法」の改正による間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化



- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定
- 「次世代育成支援対策推進法」の改正による一般事業主行動計画の策定・届出義務企業の拡大
- 「DV防止法」の改正による被害者支援の充実及び市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能設置の努力義務化

などをはじめ、様々な制度が整備されています。

しかし、平成 21 年（2009 年）に公表された国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では、

- 根強く残る固定的性別役割分担意識の解消
- 男女の賃金格差の是正
- 非正規雇用の多数を女性労働者が占めている現状の改善
- 保育施設の拡充、男性の育児休業の奨励
- セクシュアル・ハラスメント等職場における性差別への制裁
- 女性に対する暴力に関する取組の強化

等が求められ、女性差別解消に向けた日本の取組が遅れていることが指摘されました。

さらに現在、わが国の男女共同参画を取り巻く社会経済の状況は、より大きく厳しい変化を遂げています。

わが国では平成 17 年（2005 年）から人口減少社会に突入し、少子高齢化の進展により生産年齢人口の減少が起きています。そして、未婚・離婚の増加や単身世帯とひとり親世帯の増加、地域や職場、家庭での孤立化や人間関係の希薄化も見られます。

また、就業の場では、以前から非正規の雇用者数・割合が女性では高い状況にありましたが、近年は男女を問わず若年層を中心に年々増加しています。非正規雇用はキャリア形成が難しく、雇用不安の問題とともに、正規雇用との賃金格差は歴然としており、将来にわたる不安定な生活を余儀なくされる人々の増加につながるおそれがあります。また、非正規雇用者の抱える経済的な不安は、未婚の増加の原因ともなっています。

加えて、平成 20 年（2008 年）の世界金融危機に端を発したわが国の社会経済情勢、雇用情勢の急激な悪化は「派遣切り」といった多くの失業者を生み、この傾向に拍車をかけています。

このような状況は、さらなる少子化の助長や、将来を担う子どもたちへの負の連鎖をもたらすものであり、横浜市でも同様の傾向にあります。

横浜市では、現在も人口増加が続いていますが、推計では平成 32 年（2020 年）に人口減少に転じます。また、少子高齢化は既に進行しており、年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の急速な増加が見込まれています。しかし、地域によってこの傾向は異なり、若い世代の流出と高齢者の増加の双方が顕著に起こっている地域や人口流入と子育て世代の増加が見

られる地域などがあり、それぞれの地域が抱える課題も異なります。

また、平成 21 年度(2009 年度)に横浜市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する市民の意識は、肯定的な割合が否定的な割合を上回り、固定的性別役割分担意識が依然根強く残っていることが分かります。これを性別で見ると、特に男性により強く残っています。

横浜市でも国と同様、共働き世帯が増加しているにもかかわらず、家事・育児・介護における夫婦の役割分担を見ると、その多くが女性に偏っており、女性の就業をより困難にしています。実際、横浜市でも女性の労働力率は高まってきてはいますが、全国に比べると M 字<sup>2</sup>の底は深く、出産・育児後の再就職率も低い状況にあります。また、横浜市の合計特殊出生率は、全国平均を下回っており、その要因として、孤立した中での育児に対する不安、経済的不安・負担感、仕事と子育て等の両立への不安等が挙げられます。

市民が将来にわたり、安心して、豊かに生活するとともに、横浜市が持続的に発展していくためには、家庭や地域、企業、行政などあらゆる場において男女共同参画の視点を反映させ、男女が対等に参画することが一層重要となっています。

## (5) 現行行動計画における横浜市の取組状況と課題

平成 18 年度(2006 年度)から平成 22 年度(2010 年度)までを計画期間とした現行の第 2 次行動計画では、男女共同参画センター、市民、事業者、教育機関や市民・地域活動団体等と協働・連携し、次の 4 項目を重点として、様々な取組を実施してきました。

### ア 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組

女性の能力活用や子育て・介護支援、柔軟な就労時間の導入など、男女がともに働きやすい職場づくりを進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰し、その取組を広く紹介するほか、企業向けの啓発セミナーの開催、中小企業の事業所内保育施設の設置に対する補助事業の実施等により、企業に積極的に働きかけを行い、職場環境の整備の促進を図ってきました。

しかし、ワーク・ライフ・バランスについては、広く市民に周知されている状況ではなく、また、男性の長時間労働を背景に、育児休業取得率も低いなど、依然として、仕事と生活を両立させたいという希望と、仕事あるいは家庭生活のいずれか一つのみを優先せざるを得ない現実との乖離が見られます。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女がともに働きやすくなることで、様々な分野で

<sup>2</sup> わが国の年齢階級別の女性労働力率を折れ線グラフで表すと M 字型になることから、略して M 字とされています。女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期にあたる 30 代前半から低下し、30 代後半で底となる M 字型を描きます。M 字の底(くぼみ)が深いほど、結婚、出産、子育てを機に仕事を辞める女性が多いと言えます。

の女性の参画と能力発揮を促進します。また、仕事と家庭生活やその他の活動との両立を図ることは、従業員の生活を充実させるとともに、企業の生産性向上につながり、経済社会・地域社会の活性化をもたらすもので、今後、積極的に取組を進めていく必要があります。

そのためにも横浜市では、緊急的取組課題の一つに子育て支援を掲げ、急増する保育所待機児童を解消するため、保育所整備・定員拡充に力を入れて取り組んでいます。昨今の厳しい経済状況や女性の就労志向の高まりなどにより、待機児童数の増加傾向が続いています。

## イ 女性のチャレンジ支援

横浜市では、男女共同参画センターを中心に、再就職準備講座やキャリアアップセミナーの開催、起業のための情報提供・セミナー開催・事業プランの企画支援など、結婚・出産等による退職者をはじめ、女性が様々な分野にチャレンジするための支援を行ってきました。また、再就職を希望する女性や若年無業者、母子世帯に対応した講座も開発してきました。

平成20年(2008年)からの経済状況の悪化による高校・大学等卒業予定者の就職内定状況は、全国的に一段と厳しさを増しています。バブル崩壊後の就職氷河期をも下回り、新規卒者、特に女子学生の雇用環境は大変厳しい状況にあります。また、とりわけ女性については、非正規雇用者数が正規雇用者数を大幅に上回っており、男女間の賃金格差も是正されていません。

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、持続的に新たな価値を創造し、経済の活性化を図っていくためには、女性をはじめとする多様な人材確保と登用による多様な視点の導入が不可欠です。また、そのためには労働者が個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択でき、その職務や能力・働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されることが重要な課題といえます。

引き続き、就業機会の確保と安定的な就労の実現、女性の生涯自立に向けた教育や総合的な支援を行う必要があります。

## ウ 暴力の防止と被害者支援

これまで女性に対する配偶者等からの暴力の根絶に向けて、ポスターの掲出・講演会の実施等の啓発、相談窓口の周知、被害者を支援するために相談・情報提供などを行ってきました。

しかし、平成20年度(2008年度)の「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害者実態調査」(横浜市)によると、配偶者等から暴力にあたる行為を受けたことがある人は4割にもものぼっているにも関わらず、DV防止法の認知度は約2割にとどまっており、DV被害を受けた後、7割以上の方が相談をしていなかったという結果も明らかになっています。

また、平成 19 年度（2007 年度）に行われた、市内の高校生・大学生を対象にした「デートDV（交際相手からの暴力）についての意識・実態調査」（横浜市、NPO 法人エンパワメントかながわ）によると、交際経験のある女性の 4 割にデートDVの被害経験があります。

若い世代における暴力の防止に向け、中・高生向けデートDV 予防啓発講座を実施していますが、のちのDVの発生を未然に防ぐためにも、早い時期からの予防啓発の取組・教育が重要であり、より一層、充実させていく必要があります。

今後も、啓発と正しい理解の普及を進めるほか、被害者が地域で安心・安定した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を提供することが必要です。

## エ 若い世代の自立に向けた支援

横浜市では、今後の社会を担う若い世代が、それぞれの個性と能力を生かして自立した生活を送ることができるよう、困難を抱える若者の自立支援に関し、社会参加に向けた支援を行う「青少年相談センター」を中心に、NPO 等と協働により、職業的自立に向けた支援を行う「若者サポートステーション」、また、これらの支所的機能を有し、地域において支援を行う「地域ユースプラザ」を設置し、そのネットワークを有機的に連携・連動させ、各々の状態、年齢、ニーズに合ったきめ細かい支援を行ってきました。さらに、関係機関と協働で平成 21 年（2009 年）には「若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査」（（財）横浜市男女共同参画推進協会）を行い、固定的な性別役割分担意識を背景に、「家事手伝い」として潜在化しがちな女性を若年無業者として捉え、それに対する支援を検討、実施してきました。

市内の若者<sup>3</sup>95 万人のうち、若年無業者<sup>4</sup>は約 1 万 1 千人<sup>5</sup>です。若者が自立に向けて抱えている課題は、不登校・中途退学・ひきこもり・心身の病・障害・非行・貧困等複雑かつ様々ですが、中でも就業は、生活の経済的基盤を支えるものであると同時に個人と社会をつなげ、また、自己実現達成のための重要な手段です。

そこで、若者の自立、安定した生活に向け、キャリア教育を推進して自立意識の醸成に取り組むとともに、家庭・学校・地域・企業・行政等が連携し、包括的・継続的な支援を実施する必要があります。

<sup>3</sup> 15 歳から 34 歳までの若年層。

<sup>4</sup> 非求職型及び非希望型若年無業者（いわゆるニート）。

<sup>5</sup> 平成 17 年（2005 年）国勢調査。



## 2 計画の体系と概念図

### (1) 条例の基本理念及び基本的施策に沿った計画の施策体系

現行の第2次行動計画の施策体系は、条例の「基本理念」(第3条)及び「基本的施策」(第7条)を受けて設定しています。横浜市における男女共同参画の取組を一貫した理念のもと推進するとともに、中長期的に進ちよく状況を把握し、市民に分かりやすく示していくために、第3次行動計画においてもこの体系を大きく変更することなく、引き続き条例に基づく6つの取組目標のもと、施策を推進していきます。

#### 【6つの取組目標】

男女共同参画についての理解の促進  
男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保  
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現  
性に関する理解と生涯を通じた健康の支援  
多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり  
女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

### (2) 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、第3次行動計画では、条例に基づく ~ の6つの取組目標として推進する施策の中で、特に次の4項目について、重点的に取り組みます。

#### 【4つの重点項目】

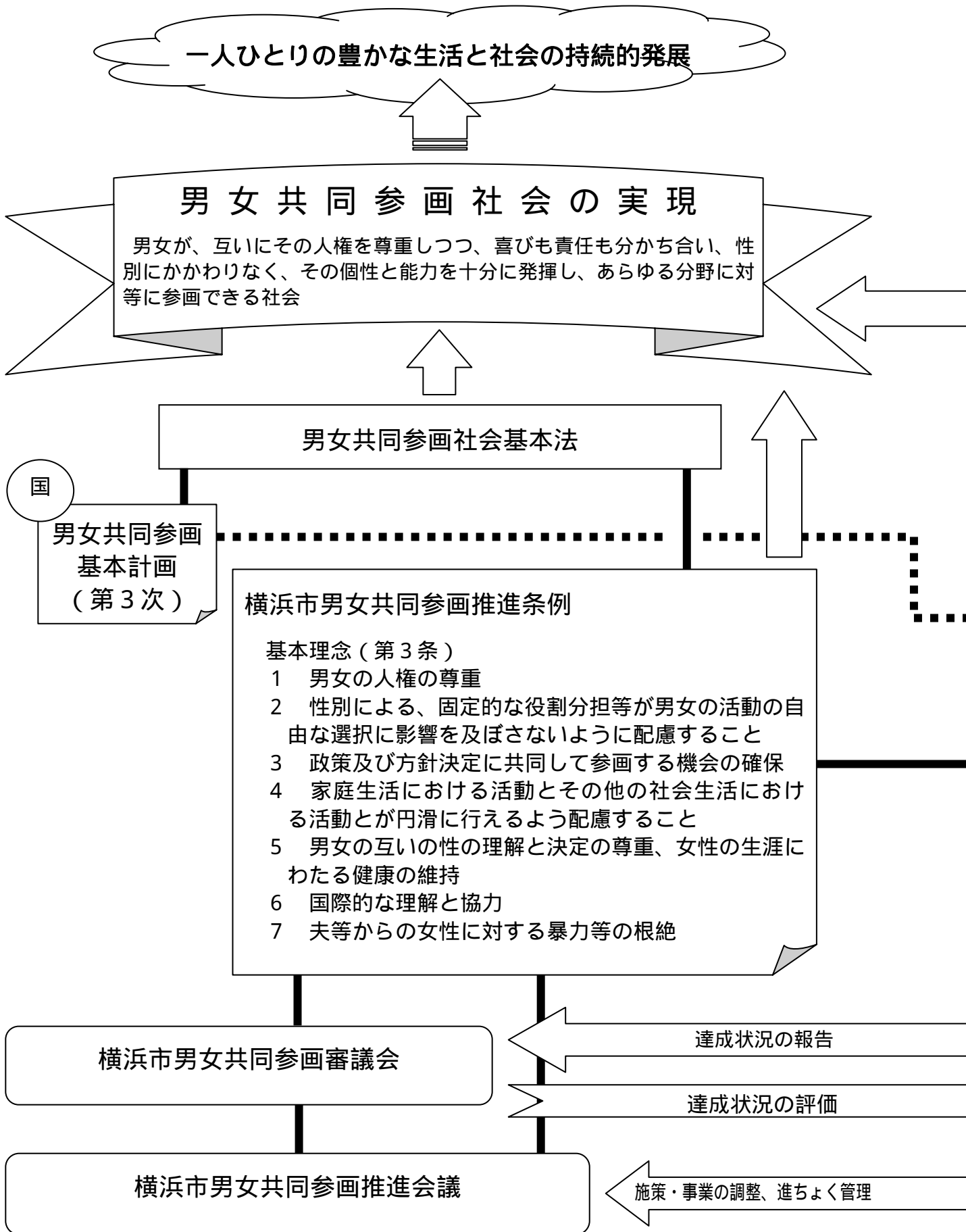
- 1 生活困難の防止と自立に向けた支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組
- 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

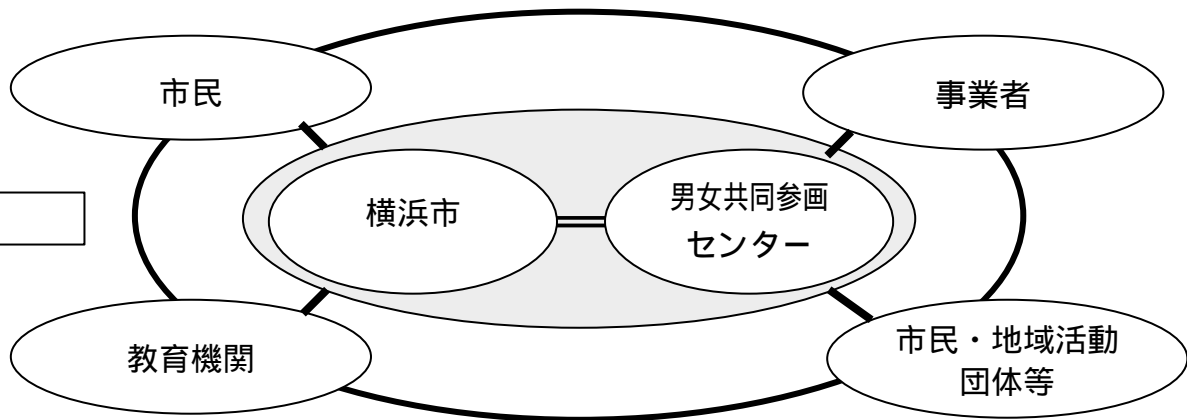
### (3) 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画を包含した計画

DV防止法の平成19年(2007年)の改正を受け、法に定めるDV基本計画として、横浜市が取り組むべき施策の基本方針と行動計画を示す「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」をこの第3次行動計画の中に包含する形で策定し、条例の理念のもと、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。



(4) 計画の概念図





各主体が協働して取り組みます

## 第3次横浜市男女共同参画行動計画

条例の基本理念に基づく計画の柱  
(各取組目標の内容は14ページ以降)

最近の社会情勢等を踏まえて、  
優先的に取り組む項目  
(44ページ以降)

### 6つの取組目標

男女共同参画についての理解の促進  
男女がともに社会のあらゆる分野に  
参画する機会の確保  
ワーク・ライフ・バランス(仕事と  
生活の調和)の実現  
性に関する理解と生涯を通じた健康  
の支援  
多文化共生の推進と外国人女性が安  
心して暮らせる環境づくり  
女性への暴力やセクシュアル・ハラ  
スメントの根絶への取組

### 4つの重点項目

- 1 生活困難の防止と自立に向けた支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組
- 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

横浜市DV施策に関する  
基本方針及び行動計画\*

\*DV防止法に基づく基本計画



## ( 5 ) 計画の推進主体

### ア 横浜市での事業展開

本計画では、男女共同参画の視点を反映させて、全市的に取り組むべき事業のほかに、困難を抱える人々を地域で支える取組、子育て支援、外国人女性やその子どもへの支援など、地域の特性やニーズに応じた事業を展開します。

さらに、一部の区で先駆的に実施する事業で、他地域での効果的な展開が見込まれるものについては、その取組の普及を進めます。

### イ 男女共同参画センター

男女共同参画センター3館（横浜、横浜南、横浜北）は、条例第11条に定める男女共同参画推進拠点施設として、行動計画に基づき、就業支援・自己表現支援等の講座事業、情報・調査研究事業、協働連携事業、相談事業及び女性に対する暴力防止と被害者支援事業等を総合的に実施します。

センターでは、相談その他の事業を通じて市民ニーズを把握し、男女共同参画推進における課題解決に向けて、事業内容の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供により、切れ目のない支援を実施します。また、様々な事業や企画を通じて、男女共同参画について考え、体験する場としてセンターを積極的にPRし、市民の利用を促進します。

さらに、区役所、事業者、教育機関及び市民・地域活動団体等と協働・連携して、啓発事業や様々な課題解決に向けての取組を行い、市民に身近な場所で、男女共同参画の裾野を広げ、市内全域における男女共同参画の推進を図ります。

### ウ 年次報告と調査、評価

条例第9条に基づき、毎年、男女共同参画の状況及び行動計画に基づく施策の実施状況をまとめ、報告書を公表します。

年次報告にあたっては、男女共同参画についての理解を深めるため、各分野における男女共同参画の現状を調査し、その結果を公表します。また、各区役所や事業者等での先駆的な取組を紹介します。

併せて、各事業の実施状況、目標の達成状況を横浜市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、計画の進ちょく状況を市民に分かりやすく公表します。

### エ 横浜市男女共同参画審議会

条例第12条に基づく市長の付属機関として、市長の諮問に応じて、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

また、事業の実施状況、目標の達成状況などに基づき、行動計画の進捗状況についての評価を行い、必要に応じて市長の施策の方向について提言していきます。

## オ 横浜市男女共同参画推進会議

男女共同参画を所管する副市長を会長として、関係区局長で構成され、横浜市の男女共同参画の推進に関する施策に係る重要事項について審議します。また、行動計画の実施に関し、各区局間の施策の調整を図り、施策の着実な推進を図ります。

### 3 取組目標と施策の方向、主な事業

#### 【計画の体系】

取組目標	男女共同参画についての理解の促進
施策の方向	1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
	2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います
	3 性別に関わる問題についての相談を行います
	4 メディアにおける男女共同参画を進めます
	5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
	6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します
取組目標	男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保
施策の方向	1 女性の就業を支援します
	2 若者の自立を支援します
	3 事業所における男女共同参画の取組を促進します
	4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います
	5 女性の自己確立のための支援を行います
	6 地域活動における男女共同参画を進めます
	7 市役所における男女共同参画を進めます
	8 市審議会等への女性参画比率を向上させます
取組目標	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
施策の方向	1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います
	2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します
	3 保育・子育てのための支援を行います
	4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います
取組目標	性に関する理解と生涯を通じた健康の支援
施策の方向	1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
	2 ライフステージに対応した支援を行います
	3 性差医療が受診しやすい環境をつくれます
取組目標	多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向	1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます
	2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います
	3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します
取組目標	女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組
施策の方向	1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます
	2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます
	3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

## 取組目標 男女共同参画についての理解の促進

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

男女共同参画社会基本法が制定されて 10 年が経過し、横浜市においても条例を策定し、行動計画に基づき、様々な事業を推進しています。

しかし、平成 21 年度（2009 年度）に横浜市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に見られるとおり、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は非常に低く、また、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。

長い時間をかけ形成された固定的性別役割分担意識は、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方・社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めることは、男女共同参画社会を実現する上での基盤であり、社会の持続的な発展には不可欠です。

<b>目指す姿</b>	男女共同参画について、より多くの市民に理解されています。
-------------	------------------------------

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	12.0%	20%

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
男女共同参画に関連するテーマでの講演会開催回数	3 回 / 年	4 回 / 年
区役所・事業所等でのパネル展実施回数	13 回 / 年	18 回以上 / 年
メディア・リテラシーに関するセミナーの開催回数		3 回 / 年
心とからだと生き方の総合相談（DV相談を含む）の相談件数	5,446 件 / 年	6,500 件 / 年
男女共同参画センターの図書貸出冊数	38,879 冊 / 年	40,000 冊 / 年



## 【施策の方向】

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
- 2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います
- 3 性別に関わる問題についての相談を行います
- 4 メディアにおける男女共同参画を進めます
- 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
- 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します

### - 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います

男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つに、性別に基づく固定的な役割分担意識があります。そのため、市民や企業が男女共同参画社会の必要性についての認識を深めるよう、継続的に広報・啓発を行います。

特に男性や若年層に対して、あらゆる分野における様々な課題に男女共同参画の視点を取り入れることは、新たな見方や発想を生み、より良い解決や地域の活性化に役立つということを十分に伝えていきます。

#### 主な事業

##### 市民や事業者等に向けた広報・啓発

「広報よこはま人権特集号」への男女平等やDVに関する記事の掲載のほか、男女共同参画に関連するテーマでの講演会開催やキャンペーンの展開、区役所・事業所等でのパネル展などを実施し、身近な場での啓発を行います。

##### 市民・NPOがつくる男女共同参画事業

市民グループ・NPO等から、男女共同参画の推進に寄与する、(a)講座・ワークショップ、(b)市内学校・公共施設等での出前講座、(c)啓発教材の開発・調査研究のいずれかに関する企画を募集、選考し、男女共同参画センターと協働で事業を実施します。

### - 2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います

男女がともに、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するために、次代を担う子どもたちに、学校、地域、家庭において、男女共同参画の考え方や、これに基づく自立及び職業に対する意識を醸成し、将来を見通した自己形成を促す教育を行います。

#### 主な事業

##### 男女平等教育

成長段階、発達段階にあわせた男女平等教育を推進するため、小学校向け男女共同参画補助教材を作成・活用します。また、学校教育全体を通じ、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導します。

##### キャリア教育実践プロジェクト事業

望ましい勤労観や職業観を育むため、市内小中学校での発達段階に応じた体験学習

等を実施します。

また、キャリア教育推進校を設置し、その成果を他の市内小中学校に発信します。  
大学等との連携による男女共同参画啓発講座の実施

男女格差の背景をなす社会構造の理解や、デートDV（交際相手からの暴力）、キャリア形成、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）等、若い世代に身近な課題をテーマとした啓発講座を、市内大学等と連携して開発・実施します。

### - 3 性別に関わる問題についての相談を行います

性別による差別等、男女ともに生涯を通じて様々な場面で直面する生きにくさ・困難について、相談の実施により、法律上の権利や人権が侵害された場合の対応等についての正確な知識を提供し、解決に向けた支援を行います。

また、相談を通して、複合的な困難を抱える人々の問題を適切に把握し、具体的な課題解決に結びつけることができるよう総合的、継続的に支援していきます。

### 主な事業

#### 性別による差別等の相談

セクシュアル・ハラスメント等性別による差別を受けたと考える市民からの申出を受け付け、必要に応じて、横浜市が関係者に対して改善を求める要請・指導を行います。

#### 心とからだと生き方の総合相談

家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、電話や面接による相談を行い、相談者の気持ちを尊重しながら、相談者が持っている力を発揮できるよう、問題解決に向けた支援をします。

#### なかまの相談

経験を積んだ当事者グループのメンバー等による電話もしくはグループ相談を行います。テーマは、不妊、子宮筋腫・内膜症、乳がん、摂食障害、依存症、シングルマザー、子育てなどです。

#### 自助グループ支援事業

生きづらさ、家族の苦しさ、様々な依存症、女性特有の病気、暴力や性的な被害、シングルマザー、子どもの障害など、同じ悩みを抱える当事者同士が、気持ちや経験、情報を分かち合い、支え合うためのミーティングを支援します。

### - 4 メディアにおける男女共同参画を進めます

マスメディアのように人々の考え・行動に大きな影響を及ぼすものについて、男女共同参画の視点への留意を働きかけるとともに、積極的に女性の登用の促進を図るほか、市民が男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。

特に、高度情報化が進展し、インターネットや携帯電話サイト等新たなメディアが急速に浸透する中、子どもが情報に対する理解や知識を深め、安全・安心に利用できるような取組を進めます。

## 主な事業

### メディア・リテラシーに関するセミナーの開催

メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うためのセミナーを開催します。

### 子どもたちの発達段階に応じた「情報活用能力」の育成

ICT学習よこはまスタンダード<sup>6</sup>に基づき、学習指導要領の目標である子どもの「情報活用能力」（「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」）の育成を行います。

## - 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します

成人後も多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、生涯を通じて、ライフステージに応じたきめ細かな学習機会を提供していきます。

## 主な事業

### エクステンション講座の開催

多様化する市民ニーズに対応した生涯学習講座を、横浜市立大学教員による市民公開講座として開催します。

### 女性のためのパソコン講座の実施

女性が社会の中で多様な選択ができ、参画していけるよう、男女のパソコン・スキルの習得度の格差解消に向け、女性を対象として、就業や地域活動に必要な基本的なパソコン・スキル習得のための講習を実施します。

## - 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します

男女共同参画に関する施策を推進していく上で、国や横浜市における現状・課題を十分に把握し、男女共同参画に関わる問題の理解を深めることが重要であり、このための調査・研究や情報収集・分析を強化します。

調査・研究や情報収集にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握できる調査を実施するとともに、可能な限り男女別データの表示・公開により男女間格差の実態を把握しやすくするなど、分かりやすい情報提供を行います。

## 主な事業

### 男女共同参画に関する調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識・実態や就業状況、市内事業所の男女共同参画に関する取組の現状等について、調査・分析を行います。

### 男女別情報（ジェンダー統計<sup>7</sup>）の充実

男女間格差や不平等の実態を客観的に把握するために、男女別データを公開します。

<sup>6</sup> 横浜の次代を担う子どもたちが「情報活用能力」を身につけるため、発達段階に応じた指導項目・内容・手法を体系的に整理した指導計画例。

<sup>7</sup> 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要があります。

## 男女共同参画に関わるライブラリの運営

男女共同参画センターにて、男女共同参画に関する資料(図書、ビデオ、DVD等)を総合的に収集し、提供します。また、市立図書館・地区センター等での巡回ブックフェア等でテーマ別図書セットを展示し、来館しない・できない人へも情報が届くようにします。

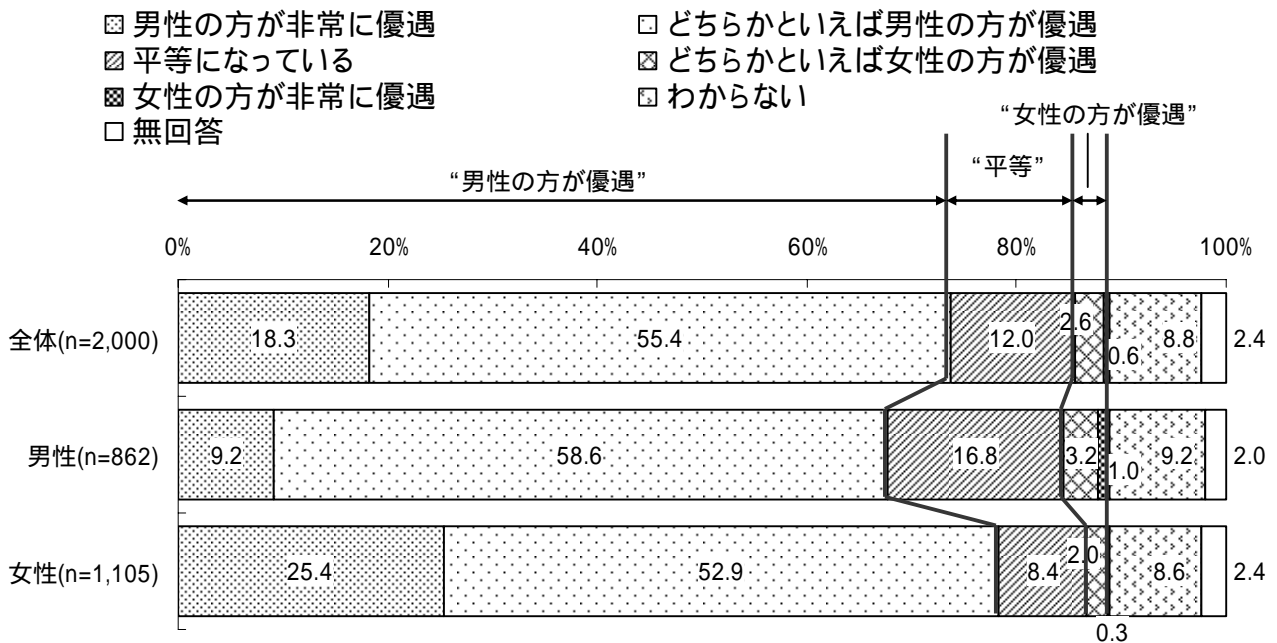
## 男女共同参画の現状

～男女の地位の平等感が低い「社会通念・慣習・しきたり」

【図1】社会通念・慣習・しきたりなどでの平等感の有無(横浜市)

「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女の地位が平等になっていると感じている人は12%にとどまり、“男性の方が優遇”と感じている人は7割を超えています。

性別でみると、女性では、平等になっていると感じている人の割合が男性の半分程度で、“男性の方が優遇”と感じている人が8割近く、男性との意識の差がみられます。



資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

## 取組目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。

将来にわたり、活力ある経済・社会を創造していくために、ダイバーシティの考え方<sup>8</sup>に基づき、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。こうした観点から、あらゆる分野への男女の参画を促進する必要がありますが、とりわけ女性の参画が進まない分野で取組を強化する必要があります。

横浜市では、総じて政治・行政・企業・地域における方針決定過程への女性の参画は低く、社会の構成員の半分を占めている女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、横浜市が率先して、女性の登用を積極的に促進するとともに、企業や地域への働きかけを行っていきます。

また、女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくために、人材育成の方法や多様な活躍事例、学習支援について、情報を提供していきます。

<b>目指す姿</b>	意思決定の場への女性の参画が高まり、その能力が生かされています。
-------------	----------------------------------

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
市内事業所の女性管理職 (課長相当クラス)の割合	8.2% (平成 18 年度)	15%
横浜市審議会・行政委員会への 女性委員の参画比率	34.1% (平成 22 年 4 月 1 日現在)	50% (平成 27 年 4 月 1 日現在)

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
女性のしごと相談ステーション 相談件数	169件/年	200件/年
女性のための再就職・転職支援事業を 通じて、就職した女性の数	72人/年	100人/年
横浜市の自立支援の取組 <sup>9</sup> によって 就労した若者の数	211人/年	310人/年

<sup>8</sup> 性別、年齢、国籍、ライフスタイル、障害や価値観・発想等にとらわれずに、多様な人材を生かし、それぞれが最大限の能力を発揮できるようにしようという考え方。

<sup>9</sup> 地域若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾等での自立支援の取組並びに男女共同参画センターで実施する若い女性のための就労等支援。



活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
母子家庭就労支援事業の就労者数	261人/年	300人/年 (平成 25 年度末)
強化型児童家庭支援センター（仮称） の設置数	0 か所 <small>（児童家庭支援センターとして1か所）</small>	9 か所
男女共同参画トップセミナー（仮称） の開催回数		5 回/年
委員改選 4 か月前の審議会等に対する 事前協議の予告通知実施件数		対象となる 全審議会等

### 【施策の方向】

- 1 女性の就業を支援します
- 2 若者の自立を支援します
- 3 事業所における男女共同参画の取組を促進します
- 4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います
- 5 女性の自己確立のための支援を行います
- 6 地域活動における男女共同参画を進めます
- 7 市役所における男女共同参画を進めます
- 8 市審議会等への女性参画比率を向上させます

#### - 1 女性の就業を支援します

女性が生涯を通じて経済的に自立し、働きながら安心して子どもを産み、育てていけるよう支援します。また、いったん離職した女性がライフスタイルに合わせて、仕事や様々な社会活動に従事することができるよう、多面的な支援を行います。

女性がチャレンジしたい時に、起業や再就職、能力開発等に関して必要な支援が受けられるよう、情報の提供や相談の実施、セミナーの開催等それぞれの立場に立った支援を行います。

#### 主な事業

##### 女性のしごと相談ステーション

女性の就職・転職に関する相談、シングルマザーのための就労相談、女性起業家のための相談などを行い、女性の就労・起業をサポートします。

##### 女性のための起業支援

起業を目指す女性向けに、事業プランの改善・向上等を支援するための連続講座を実施します。

また、女性起業家の育成のため、営業ノウハウ・資金計画等具体的な課題をテーマとしたセミナーを開催するほか、先輩女性起業家による体験談サロンを開催します。

このほか、メーリングリストや専用サイトによる情報提供、男女共同参画センター

横浜南（横浜市南区）のスペースの一部を活用した起業の実践支援等を行います。

#### 女性のための再就職・転職支援

結婚、出産、育児、介護、病気など様々な理由で離職した女性の再就職を支援するため、合同会社説明会の開催や、地域で働く女性のための求人情報提供、再就職準備講座の開催等を行います。

### - 2 若者の自立を支援します

これからの社会を担っていく若い世代が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自己を確立し、それぞれの個性と能力を生かして自立した生活を送ることができるよう、幼少期から個性を尊重しながら、自立意識の醸成や生活設計を確立するための支援を行います。

若者が抱える困難さは、健康上の理由、挫折経験、スキル不足、対人不安等多様であり、取り巻く環境も一人ひとり異なります。そこで、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を行うために、市民活動団体等との協働により、幅広い取組を推進します。

### 主な事業

#### 思春期問題啓発事業

思春期の青少年が抱える性の問題や飲酒・喫煙をはじめとした薬物の乱用、不登校、ひきこもり等の課題への理解を深めるため、市民講座・シンポジウム等を開催します。

#### 若者の社会参加・自立支援

困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター<sup>10</sup>、地域若者サポートステーション<sup>11</sup>及び地域ユースプラザ<sup>12</sup>によって構成される「ユーストライアングル」を中心とした連携を強化します。また、連携の中核機関として青少年相談センターの機能強化を検討するとともに、「こころの健康相談センター」やハローワークなど関係機関との連携を進めます。

このほか、困難を抱える若者の社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然の中での就労体験（ジョブキャンプ）を行なう「よこはま型若者自立塾」など社会参加・就労体験プログラムを拡充します。

#### 困難を抱える若者の新たな就労の場づくりの検討

困難を抱える若者が就労訓練を経たあとに、切れ目なく就労につながるための中間的就労の検討など、支援の構築を進めます。また、神奈川県や就労支援機関、横浜商工会議所、横浜中央職業訓練校、青少年自立支援機関とともに、困難を抱えた若者の就労支援について検討を進めます。

<sup>10</sup> 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行います。

<sup>11</sup> 就労に困難を抱える若者とその保護者を対象に、職業的自立に向けた総合相談や継続的支援を行います。

<sup>12</sup> 脚注 10・11 の支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援します。

#### 横浜市子ども・若者支援協議会の設置

雇用・福祉・医療など異なる関係機関が連携・協力する「横浜市子ども・若者支援協議会」を設置し、包括的な支援体制を整備します。

#### 若い女性のための就労等支援

若い女性無業者等の自立、就労を支援するためのパソコン講座と就業準備講座を実施します。心身の健康面からも支援を行い、修了後もフォローアップをします。また、講座修了者を対象に、実際の就労体験の場と機会を提供し、自立を支援します。

### - 3 事業所における男女共同参画の取組を促進します

管理職への登用など女性の能力の活用や、男女がともに働きやすい職場づくりなど、市内事業所による男女共同参画の積極的な取組を促進するよう啓発活動を進めます。

各事業所が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的・継続的に取組を行うよう、より効果的な広報を実施するとともに、今後の施策に反映させるために、市内事業所の雇用状況、男女共同参画に関連する取組の現状等を把握します。

#### 主な事業

##### 企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰します。また、認定・表彰事業所の取組について広くPRを行い、他の市内事業所への普及・啓発を図ります。

##### 企業への出張啓発講座の開催

市内事業者からの要請を受け、職場における女性活用等をテーマに出張講座を開催します。

### - 4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います

ひとり親世帯、高齢者、不安定雇用者、障害者、在住外国人女性とその子ども、DV被害者とその子どもなど、様々な困難を抱える人々が、地域で安心・安定した生活が送れるよう支援を行います。

これらの人々の生活困難の背景には、固定的性別役割分担意識と、それに基づく就業構造による男女の収入格差があります。そして、結婚・出産・育児により退職した女性の再就職は非正規雇用が多く、また、昨今の厳しい経済状況から、男女を問わず若年者や中高年世代まで、不安定雇用が増加し、経済的自立が脅かされています。さらに、人間関係の希薄化は、単身高齢男性や父子世帯の地域での孤立等の問題を生んでいます。男女で異なる困難の状況を踏まえ、自立に向けた力を高めるとともに、雇用の安定、安心できる生活環境の確保等、セーフティネットを含め、総合的に支援します。

また、子どもがいる世帯では、困難の次世代連鎖を断ち切るために、教育の充実や、世帯の状況に応じた就業・子育て・生活支援に加え、地域社会とのつながりも重要であり、より一層、支援基盤の整備を進めます。

## 主な事業

### 中・高校生世代を中心とした進路選択支援事業

職業意識の醸成やキャリア形成を図るため、家庭環境や学習面等に課題を抱える中・高校生世代に対し、早い段階から学習や就労の支援、メンタル面でのサポートなどを行います。

### ひとり親家庭への就業支援

男女共同参画センター、母子家庭等就業・自立支援センター及び中央職業訓練校などにおいて、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、パソコン講習や就労相談、職業訓練を実施します。

### 強化型児童家庭支援センター（仮称）の設置

養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター<sup>13</sup>」の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーディネートを一体的に行う「強化型児童家庭支援センター（仮称）」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。

## - 5 女性の自己確立のための支援を行います

女性が目標をもち、変動する社会に対応しつつ生きていくのに役立つ内容を学べるよう支援します。

また、女性が、自分自身に対する信頼を培うことができるよう、支援します。

## 主な事業

### キャリア支援セミナーの開催

女性の生涯自立に向けて、自らの働き方や生き方を考えるきっかけとなるセミナーを開催します。

### アサーティブネス<sup>14</sup>体験講座の開催

固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、対等で平等な関係を築くために、自他双方を尊重したコミュニケーション・スキルを学び、身につけることを目的としたワークショップを実施します。

### 男女共同参画トップセミナー（仮称）

各界で活躍する女性トップリーダーによる、女性を対象としたビジネスネットワーク会議など、女性のキャリアアップやネットワークづくりを応援するセミナーを開催します。

## - 6 地域活動における男女共同参画を進めます

少子高齢化社会の進展とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化している中で、地域が主体的に防災・防犯、環境等の地域課題解決に取り組めるよう、自治会町内会を

<sup>13</sup> 児童福祉法に基づく施設。地域の児童に関する相談に応じるなど、児童・家庭の福祉の向上を図ります。

<sup>14</sup> 相手の権利を尊重しながら自分の気持ちや要求を素直に、誠実に、対等に表現すること。

はじめとした地域の各団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮していくことがより一層求められています。

しかし現状は、地域活動に携わっている女性は多くても、会長など組織の中核に女性の参画が少ない状況があります。

男女がともに豊かに暮らせる社会を実現していくために、女性の参画についての意識啓発を更に進めるとともに、商店街活性化、防災・防犯、環境等、地域の幅広い分野に男女共同参画の視点を取り入れる効果についての事例を具体的に示していきます。そして、こうした地域活動など、市民の日々の生活を取り巻く身近な場から男女共同参画を推進し、地域力の向上を図ります。

## 主な事業

### 男女共同参画の視点を取り入れた地域の取組の支援

地域の課題解決に取り組む団体に対し、男女共同参画の視点から課題解決を支援します。また、男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及や地域活動における意思決定過程への女性の参画を促進します。

### 地域デビュー応援フェアの開催

多様な市民力が発揮されるよう、担い手の発掘・人材育成への取組や、市民活動への参加のきっかけづくりとなるイベントを開催します。

### 「YOKOHAMA わたしの防災力ノート」活用出前講座

実際に震災を経験した女性たちの声をもとに、様々な状況下での被災をイメージして、自分にとって必要な備えをするためのワークノート「YOKOHAMA わたしの防災力ノート」を活用し、区役所、家庭防災員研修会及び地域子育て支援拠点などで、女性の視点で地域防災の課題を地域の防災に関わる人々とともに考えていくための学習会を実施します。

## - 7 市役所における男女共同参画を進めます

市民の半数は女性であり、市役所の重要な政策決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かして市民サービスを提供することは、市民満足度の高い市政の実現につながります。また、市役所の組織力の向上のためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

このため、市役所が率先して男女共同参画を推進し、市内企業の模範となる職場づくりを行っていきます。

さらに、「女性ポテンシャル発揮プログラム」<sup>15</sup>を積極的に推進します。

<sup>15</sup> 女性の人材育成と登用を進め、性別に関わらず、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織を実現することを目的として、平成 20 年度（2008 年度）に横浜市が策定したもの。対象期間は平成 20 年度（2008 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 12 年間で、この間を 4 期に分け、女性責任職の割合等について数値目標を設定しています。「責任職の意識改革」、「仕事と家庭生活の両立支援 / ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「女性のチャレンジ・キャリア形成支援」の三点を取組の方向性として定め、具体的に取り組んでいます。



## 主な事業

### 市役所責任職への女性の登用の促進～女性ポテンシャル発揮プログラム～

市民満足度の高い市政のために、市役所での女性の人材育成と登用を進め、性別にかかわらず、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織の実現を目指して、「責任職の意識改革」、「仕事と家庭生活の両立支援/ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「女性のチャレンジ・キャリア形成支援」に取り組みます。

### 市役所のワーク・ライフ・バランスの推進

#### ～仕事と家庭生活両立のための職員参加プログラム～

男性も女性もすべての職員が仕事と家庭生活（子育て、介護に限らず、すべての人に関わる様々な生活）の双方を充実させ、市政の運営にその能力を十分に生かせるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

## - 8 市審議会等への女性参画比率を向上させます

市政の政策形成に多様な視点を取り入れ、男女がともに暮らしやすい市としていくために、市審議会等の委員への女性の参加を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

横浜市審議会等の女性参画比率は、平成 14 年度(2002 年度)に 30%を超えましたが、22 年度(2010 年度)は 34.1%と横ばいの状況が続いています。市民の半数が女性であることに鑑み、女性の参画比率 35%の目標値の見直し、中間目標値の設定等、実効性をあげるような取組を進めます。

また、引き続き、様々な分野における女性の人材情報の収集・提供を行います。

## 主な事業

### 横浜市審議会・行政委員会への女性の登用促進

審議会等の新設及び委員改選の際に事前協議を行うことで、審議会等委員への女性の参加を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

また、女性委員の登用が進まない審議会等に対して、柔軟な委員候補の選出など、女性委員の積極的な登用を働きかけるほか、女性委員候補者の情報提供を行います。

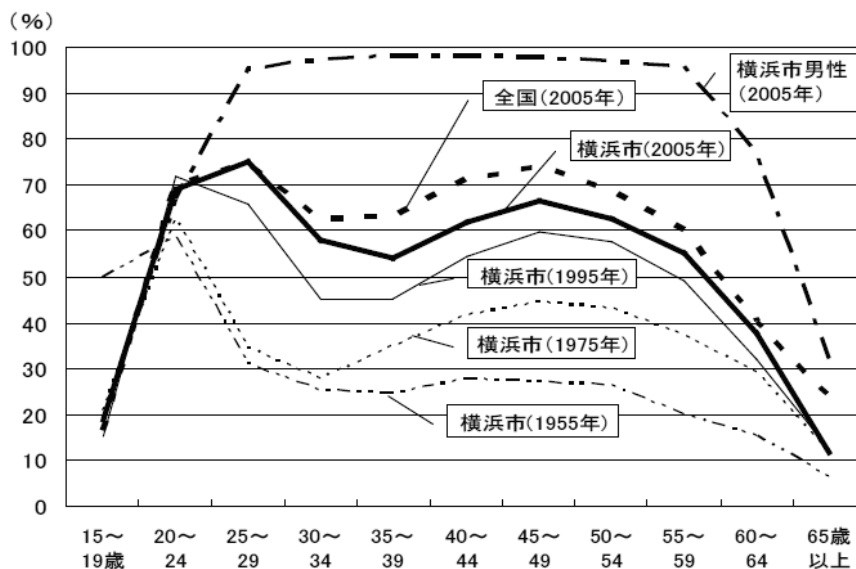
## 男女共同参画の現状

～横浜市は、結婚・出産・育児で仕事を辞める女性が多い

【図2】年齢階級別女性の労働力率の推移（横浜市、全国）

年代別に女性の労働力率をみると、男性は台形型を描くのに対して、女性は結婚・出産・子育て期に当たる時期に低下するM字カーブを描いています。くぼみが深いほど、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いと言えます。

横浜市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。

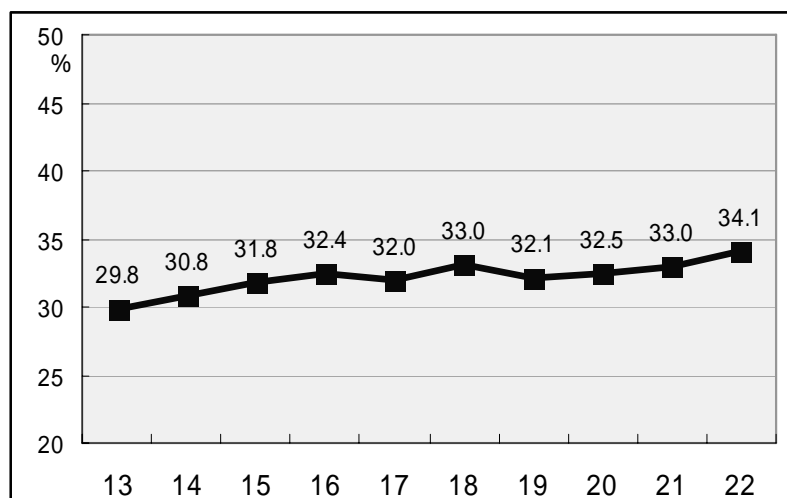


資料 / 総務省「国勢調査」平成 17 年度

～市民の半数は女性だが、市審議会等への女性の参画は3分の1程度で微増にとどまる

【図3】審議会等への女性の参画状況（横浜市）

横浜市審議会等への女性参画比率は、平成 14 年度（2002 年度）に 30%を超えましたが、22 年度（2010 年度）34.1%と横ばいの状況が続いています。



資料 / 横浜市総務局調べ(各年4月1日現在)

## 取組目標 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女がともに、多様な生き方を尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスは、年齢や性別にかかわらず、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の様々な段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとって、仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができる、豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた、多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

さらに、企業にとっては、優秀な人材の確保と定着、従業員のモチベーションアップと心身の健康保持、これらによる生産性の向上や、イメージアップというメリットが生まれ、さらに相乗効果として、家族で過ごす時間の充実や地域活動の活性化等、社会全体の好循環につながります。

行政だけではなく、市民、企業、市民・地域活動団体等様々な主体が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

<b>目指す姿</b>	市民が、それぞれの希望するバランスで仕事と生活を調和（ワーク・ライフ・バランスを実現）させています。
-------------	--

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
仕事、家庭生活、地域・個人の生活のうち、複数の活動を現実に優先している人の割合	36.0%	50%
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	16.4%	30%

市内の従業員数 50～300 名の企業、市内特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数	49 事業所（累計）	110 事業所（累計）
保育所待機児童数	1,552 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	解消 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

## 【施策の方向】

- 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います
- 2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します
- 3 保育・子育てのための支援を行います
- 4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います

- 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います  
男女がともに働きやすく、能力を發揮できる職場づくりのために、これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や家事責任の女性への偏重の見直し、多様な働き方に向けた支援を行います。  
また、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に情報提供・啓発を行います。

### 主な事業

#### 企業向け普及・啓発

企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催やリーフレットの発行を行います。

また、子育て支援NPOとの連携により、企業の従業員研修や地域貢献活動をきっかけとした意識改革を支援するため、NPOの活動状況やノウハウを企業向けに情報発信していきます。

#### 市民向け普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進には、働き方の見直しや父親の子育てへのより深い関わりなど、市民一人ひとりが意識を変えていくことが重要であることから、関連団体と幅広く連携して関連テーマのセミナーやイベントを開催するとともに、市民向けリーフレットを発行します。

#### 企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰します。また、認定・表彰事業所に対する新たなインセンティブについて検討します。

#### 企業経営相談を通じた両立支援のサポート

企業において、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。また、取組を横浜市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進します。

- 2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します  
男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現させ、また、男性が家庭生活での役割

も分担できるようにするために、男性の家事、育児、介護、地域活動等への参画を促進します。

男性の長時間労働の抑制や育児休暇の取得促進に向けて、働き方を見直すことはもちろんのこと、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性の家事・育児参画等についての社会的な気運の醸成を図っていきます。

また、男性は女性に比べ自殺者数が多く、働き盛りの年代でより顕著ですが、その背景には、男性は家計の支え手という固定的性別役割分担意識もあると言われていています。男女を問わず、過重な労働は、心身の健康を損ねる重大な問題です。男性が心身のバランスを崩しがちになる根底には、仕事のみ偏りがちの生活があることから、男性が健康で豊かな生活を送れるようにするためにも、男性の家庭生活、地域活動等への参画を促します。

## 主な事業

### 父親の家事・育児の推進

楽しく積極的に家事・育児に関わる父親を増やし、父親の理解促進と取組の拡大を図るため、地域子育て支援拠点やNPO等と連携して、乳幼児の父親（父親になる予定の男性を含む）に向けて、コミュニケーションや知識・技術を学べる多様な講座を地域で展開します。

また、父親のネットワーク（パパ友）づくりの場・機会を提供し、父親向けプログラムの充実や地域的広がり、父親自身による子育て支援活動なども支援します。

### 男性のための料理教室

男性の生活自立を支援するため、仕事帰りなどに参加できる料理教室を開催します。

### 「おやじの会」親子ふれあい事業

母親中心になりがちだった家庭教育の分野に、父親層が積極的に参加できるよう、「おやじの会」による親子ふれあい事業を支援し、「親子のふれあいの場」を提供します。

## - 3 保育・子育てのための支援を行います

待機児童の解消に向けて、引き続き、認可保育所等の整備を進めるとともに、就労の有無に関わらず、ニーズに合った保育サービスを提供していきます。

また、誰もが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画するために、社会全体で子育てを支援する取組を促進します。

男女がともに主体的に子育てに関わっていくために、「かがやけ横浜こども青少年プラン」をもとに、環境整備と意識改革を進めていきます。

## 主な事業

### 保育所整備

市有地の活用や民間ビルなど、多様な手法による保育所整備を進めます。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図ります。



#### 家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施

低年齢児の待機児童解消に向け、3歳未満の児童を居宅等で預かる「家庭保育福祉員」を増員します。また、複数の家庭保育福祉員による共同保育や、NPO法人等の事業者による保育を実施します。

#### 幼稚園預かり保育事業の充実

保護者の就労や病気などにより通常の幼稚園開園時間の前後に家庭で保育できない場合に、幼稚園児を保護者に代わって保育する「幼稚園預かり保育」を充実します。

#### 事業所内保育施設の設置促進

事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。

#### 一時保育・休日保育の拡充等、多様なニーズへの対応

就労形態の多様化等保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）や休日保育、病児保育を拡充します。

### - 4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います

高齢者や障害者等の介護を必要とする人が、地域で安心して暮らし、男女を問わず介助者が、仕事と介護・介助を両立していくために、環境整備や制度活用、理解の促進を図り、地域・社会で支援していきます。

#### 主な事業

##### 介護保険事業

高齢者が、介護が必要な状態になっても、介護サービスを利用し、安心して住み慣れた地域や家庭の中で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所サービス（ショートステイ）、特別養護老人ホームへの入所などの介護保険事業を推進します。

##### 居宅介護事業

身体介護や家事援助を必要とする障害者に対して、ホームヘルプサービスを提供し、自立を促進します。

##### 地域包括支援センターにおける包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が継続できるよう、地域ケアプラザ等に地域包括支援センターを設置し、総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメントなどの支援を行います。

##### 後見的支援推進事業

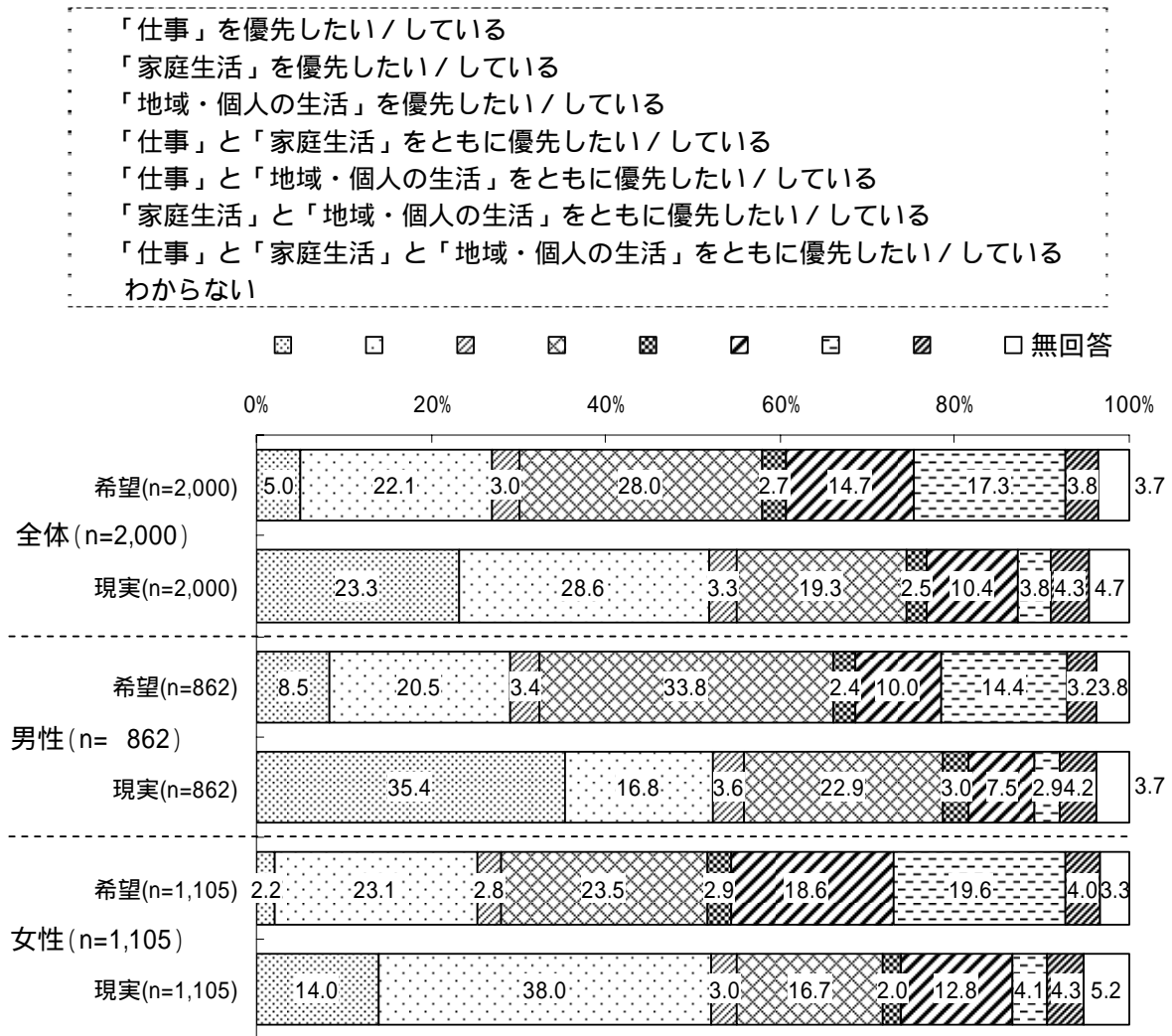
障害のある人が地域で安心して暮らし続けるため、地域をよく知る社会福祉法人等が中心となり、日常生活の見守りなど、地域の共助により障害者本人を支える後見的支援の仕組みづくりを行います。また、障害者本人の安心づくりや権利擁護のため、この仕組み及び成年後見制度の普及啓発を進めます。

## 男女共同参画の現状

～仕事と家庭生活等との調和を希望しているのに、現実には単一活動優先

【図4】仕事、家庭生活等の優先度の理想と現実（横浜市）

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度の希望と現実をみると、男性、女性ともに、複数の活動を優先したいとの希望が高くなっていますが、現実には、男性では仕事、女性では家庭生活を中心に、単一の活動のみを優先している割合が高くなっています。



資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

## 取組目標 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが大切であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。特に女性は、妊娠や出産のための身体的機能があることに留意する必要があります。

また、最近では、セクシュアル・マイノリティ<sup>16</sup>に関する当事者の声や社会的認知度も上がりつつあります。

こうした状況を踏まえて、性差に応じた健康相談をはじめ、心身の健康維持のための支援を行います。子宮頸がんワクチン接種については、国において効果的な方策について総合的に検討が進められており、こうした国の動向を踏まえながら検討を進めます。また、セクシュアル・マイノリティに対する理解を進めます。

さらに近年、若い世代における望まない妊娠や性感染症、インターネットやゲームソフトなどでの女性に対する性暴力表現・性犯罪被害・性の商品化という人権侵害等が問題になっています。男女が互いに心身の健康について正しい知識を身に付け、尊重しあい、主体的に行動して自分の健康を管理できるよう、健康教育、普及啓発を推進していきます。

<b>目指す姿</b>	市民が、互いの性を尊重しあうとともに、心身の健康について正しい知識を身につけています。
-------------	---

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
性に関する情報があふれている中で、性に関する正しい情報が得にくいと思う人の割合	53.9%	40%
アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等で、女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思う人の割合	38.9%	50%

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
HIV検査件数	4,754件/年 (平成21年)	6,000件/年
女性のための健康セミナー参加者数	73人/年	100人/年
「こんにちは赤ちゃん訪問」事業における訪問率	65.8%	80%

<sup>16</sup> 性分化疾患（インターセックス）、性同一性障害、同性愛、両性愛など性的少数者。

## 【施策の方向】

- 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
- 2 ライフステージに対応した支援を行います
- 3 性差医療が受診しやすい環境をつくります

### - 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います

男女が互いの性を理解・尊重できるよう、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行います。

また、特に女性が、妊娠・性感染症等に関する正確な知識を得、対等な関係の下で妊娠・出産について決定することができるよう、情報・学習機会を提供するとともに、相談を実施します。

### 主な事業

#### 学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進

教諭・養護教諭対象の研修会を実施し、適切な性に関する教育を推進します。

#### エイズ・性感染症予防対策

相談・検査・医療体制の整備等を実施し、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供を図ります。

### - 2 ライフステージに対応した支援を行います

男女がその健康状態や思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通し、的確に自己管理ができるよう支援します。健康の保持増進に向けた健康指導やスポーツを通じた健康づくり等、総合的な支援とともに、正確な情報を提供します。

### 主な事業

#### 心とからだのセルフケア事業

女性のがんやメンタルヘルスなどについて、予防啓発や治療方法、当事者の体験談、自助グループ情報の提供などを行います。

また、産後や高齢女性の尿失禁予防、がん手術後の女性のためのリンパ浮腫予防など、女性の健康課題別に、運動により予防と症状軽減を図る体操教室を実施します。

#### こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に、地域の訪問員が訪問し、出産後に利用できるサービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の話を聞くことで、子育ての不安軽減を図ります。

#### 高齢者スポーツ・体操等振興事業

高齢者に適した楽しめる体操・スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図り、高齢者の身体機能の低下防止及び連帯意識の高揚を図ります。

### - 3 性差医療が受診しやすい環境をつくれます

性差に応じた的確な医療が受けられるよう、性差医療の普及を図るとともに、女性専門外来や検診等の周知など、女性が安心して受信できる環境づくりを進めます。

また、性差を踏まえた心身の健康維持や生活習慣病の予防等に向けた情報提供を行います。

#### 主な事業

##### 女性特有のがん検診推進事業

がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能になっているため、がん検診の受診率を向上させ、早期に発見することが極めて重要です。特に女性特有のがんである「乳がん」、「子宮がん」については、検診受診率が低いことから、特定の年齢の方を対象に、無料検診を実施します。

##### 不妊相談及び治療費助成

身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談や不妊に関する講座等を実施します。また、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

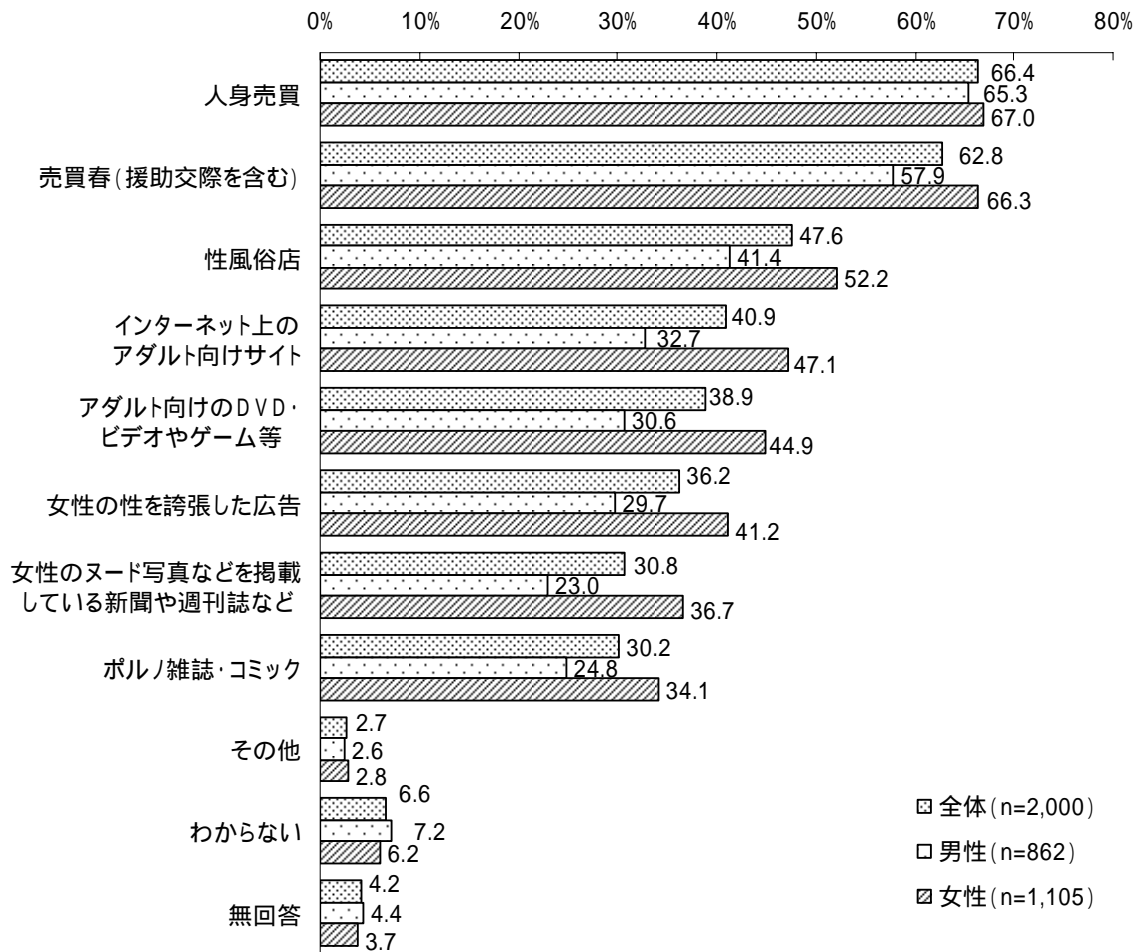
## 男女共同参画の現状

～女性の性の商品化と人権侵害への認識は男女差が大きい

【図5】女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うこと（横浜市）

女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思うことは、総じて、女性よりも男性の方が認識が低く、特に「インターネットのアダルト向けサイト」や「アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等」、「女性のヌード写真を掲載している新聞や週刊誌など」で女性と男性の差が大きくなっています。

(複数回答)



資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度



## 取組目標 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

横浜市では、外国人市民が増え続けていますが、言葉や価値観、文化の違いから、就職、子育て、就学等様々な生活上の問題<sup>17</sup>に直面している人がいます。特に外国人女性の場合、外国人であることに加え女性であることからより困難な状況を抱えていることも少なくありません。

男女共同参画は、国際的な動きと密接に連動しながら進める必要があります。政治や経済、文化などあらゆる分野で国際化が進む中、横浜市においても国際社会の取組や、外国の女性が受けている人権侵害や置かれている生活状況などに無関心でいることは許されません。

身近な地域で、性別や国籍にかかわらず、多様な生き方を認め合える意識を醸成するとともに、世界の女性の地位向上に貢献するため、国際協力に向けた積極的な取組を進めます。

### 目指す姿

多文化共生が進み、外国人女性等が暮らしやすくなっています。  
日本語を母語としない子どもたちへの学習支援が進んでいます。

成果指標	平成 22 年度末 現状値（速報値）	平成 26 年度末 目標値
「横浜が外国人にとっても暮らしやすいまち」と思う人の割合	28.9%	55%

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
初期日本語学習支援講座開催か所数		5 か所
通訳ボランティア派遣件数	1,103 件 / 年	1,150 件 / 年

### 【施策の方向】

- 1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます
- 2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います
- 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

#### - 1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます

外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすく活動しやすいまちにしていくため、身近な地域で、交流を進め、国際理解を深めることができるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。

<sup>17</sup> 他にも、医療、住居、結婚・離婚、DVなど、生活する上で様々な困難や心配事を抱えています。

## 主な事業

### 国際性豊かなまちづくり事業

日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進める方向性を示した「ヨコハマ国際まちづくり指針」に沿って事業を推進するため、「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を開催するほか、多文化共生啓発講演会等を開催します。

### 国際交流ラウンジ整備事業

地域の国際交流の拠点として、外国人市民に対する情報提供・相談、情報収集・整理、地域の外国人支援に携わる人材の育成などの機能を持つ国際交流ラウンジを整備します。

## - 2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います

横浜に住む外国人女性とその子どもが安心して暮らすために、多言語による行政サービスや地域交流等、身近な場での情報提供や相談の充実を進めます。また、小中学校など学習の場で、日本語を母語としない子どもたちへの支援を強化します。

## 主な事業

### 日本語学習支援の実施

主に国際交流ラウンジ等を活用し、日本語の不自由な外国人のための初期日本語学習支援講座等を実施します。

### 多言語サポーター事業

外国人市民に対する市内公共機関窓口等での外国語対応のため、市民通訳ボランティアを派遣し、外国人市民を支援します。

### 専門相談事業

滞在期間の長期化、永住化により在住外国人の抱える問題が複雑化していることから、専門的相談の場の提供と専門相談員のネットワーク化を図ります。また、外国人の子どもへの母国語を生かした学習支援の取組を支援します。

### 多言語による生活情報の発信

外国人市民が生活していく上で必要な情報を提供するため、英語、中国語、ハンガール、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語等の情報をホームページで公開します。

## - 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

男女共同参画をめぐる国際社会における動向等について情報収集・提供等を行うとともに、国際的な男女共同参画に関する市民の理解を深めるために、国際機関やNGO等との連携を促進・支援します。

## 主な事業

### 途上国の女性の自立支援活動をしているNGO・NPO等への支援

発展途上国の女性の自立支援等の国際協力や、国際交流、在住外国人支援に取り組むNGO・NPOの活動を支援するとともに、広く市民に紹介し、市民がこれらの活

動に関わる機会を提供します。

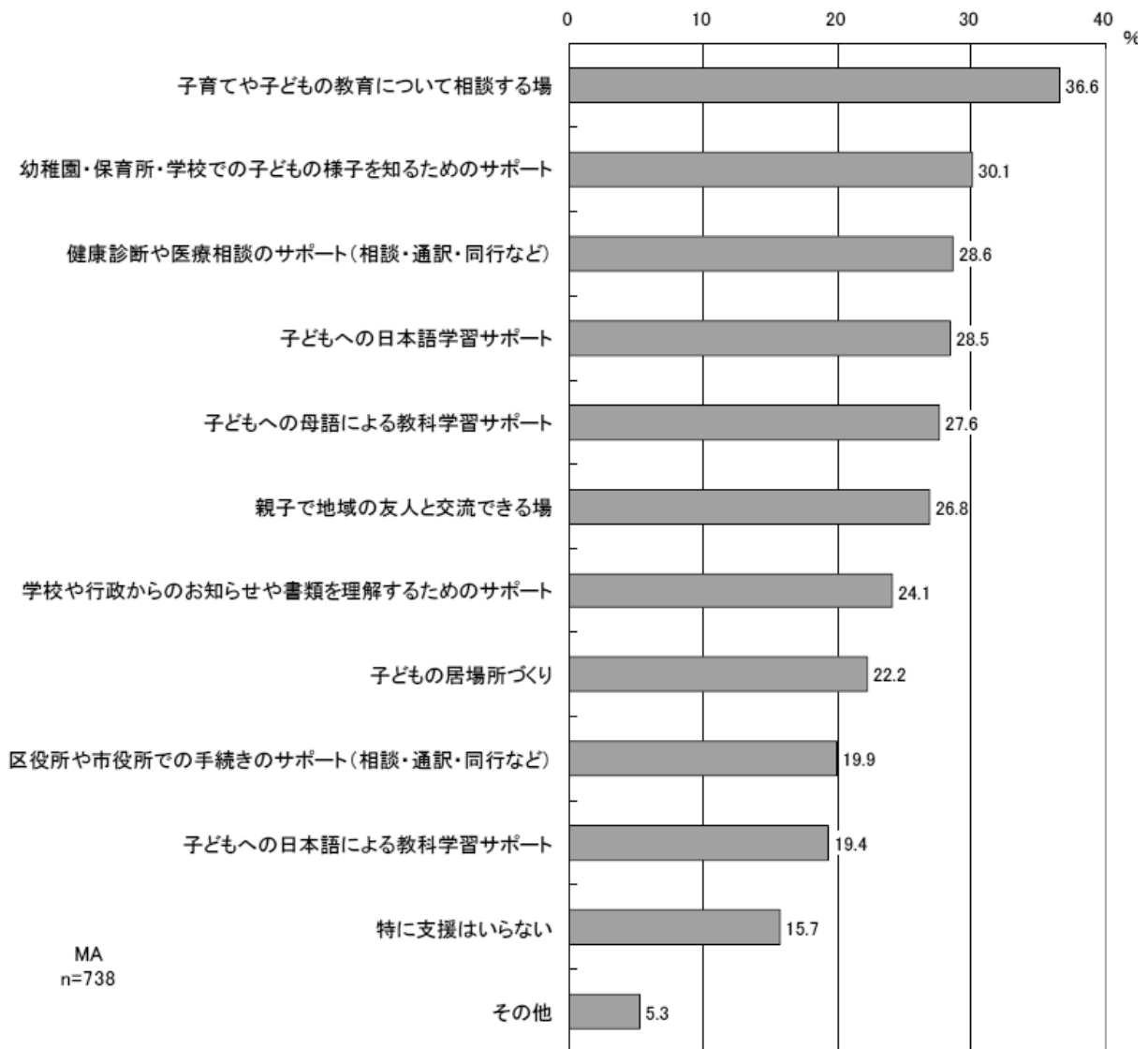
### 男女共同参画の現状

～市内に住む外国人市民は、子育てや子どもの教育に関する支援として、

「相談する場」を求めている

【図6】子育てや教育に関する支援についての外国人市民の希望（横浜市）

横浜市に住む外国人市民が、子育てや子どもの教育に関してあったらよいと思う支援は、「子育てや子どもの教育について相談する場」が最も多くなっています。



資料 / 横浜市「外国人市民意識調査」平成 21 年度

## 取組目標 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

性暴力や配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

横浜市では、広報・啓発、相談、被害者支援等に取り組んでいるところですが、被害をなくすためには、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識の醸成をはじめ、より一層の推進が必要です。

特にDVは外部から発見しづらく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという特徴があり、また、横浜市の調査から、被害者が自立に至るまでには、心身の健康の回復、就業・住居・生活費・子の就学等様々な困難を抱えていることも分かりました。

このため、横浜市でも、配偶者暴力防止法に基づき、市民に最も身近な行政機関として、DV施策に関する基本方針及び行動計画を策定するとともに、配偶者暴力相談支援センター機能を設置し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していきます。DV施策に関する基本方針及び行動計画は、この行動計画の中に包含し、条例の理念のもと、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。

### 目指す姿

配偶者間の暴力や相談機関について市民の認識が高まり、女性に対する暴力が根絶されています。

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
DV被害者のうち、暴力を受けた後、相談した人の割合	19.9%	50%

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
若者向けデートDV防止の研修教材作成		市内高等学校に配布
市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発用資料の配布		1,600事業所/年

### 【施策の方向】

- 1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます
- 2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます
- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

- 1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます

DV被害者の自立に向けて、DV施策に関する基本方針及び行動計画を策定し、関係機関との連携のもと、それぞれの状況に応じ、被害者の立場に立ったきめ細やかで切れ目のない支援を行います。

配偶者等からの暴力を根絶するため、一層の広報啓発と若年層を対象とした予防啓発、教育の充実を図るほか、加害者への対策に向けて、調査・研究を進めます。

**主な事業**

DV施策に関する基本方針及び行動計画に基づく啓発と被害者への切れ目のない支援

DV施策に関する基本方針及び行動計画（別冊）参照

- 2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます

インターネットやゲームソフト等による性の商品化や身近な者からの性犯罪被害に遭う子どもが後を絶ちません。女性の尊厳を傷つける犯罪行為の規制強化や人権を侵害する内容のゲームソフトに関する対策を進めます。被害の潜在化を防止し、また、性犯罪等に巻き込まれないよう、地域での広報・啓発を促進します。また、人権侵害に関しては一人ひとりの状況に応じた支援はもちろんのこと、二次被害を防止するために、関係機関との連携を強化します。

さらにメディア組織やメディア関係者が自主的に人権尊重に向けた取組を推進していくよう支援します。

**主な事業**

親子・女性の護身術

親子及び10歳以上の女性を対象に、護身術の実技を学びながら、自分自身を守ることができる強さに気づくワークショップを実施します。

市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進

コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。

また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。

安全・安心のまちづくりパトロールの実施

地域、区役所、警察などと連携を図りながら、繁華街や住宅地など事件等が多発している地域及び学校周辺などにパトロール隊を派遣し、巡回するとともに、自治会、町内会、防犯協会、ボランティア及び警察署などと連携し、児童の安全確保や防犯意識の高揚のための啓発活動などを行います。

- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

事業所など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に啓発、自主的取組を促進します。

特に雇用機会均等法等の対象にならない教育の場や地域活動でのセクシュアル・ハラスメントについての取組を推進します。

### 主な事業

#### 事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発

セクシュアル・ハラスメント防止に向けて、市内事業所に対し、研修用資料を配布するとともに、啓発パネル、図書資料及びビデオ等の貸出や出張講座を実施します。

#### 教職員による児童生徒・保護者へのセクシュアル・ハラスメント対策

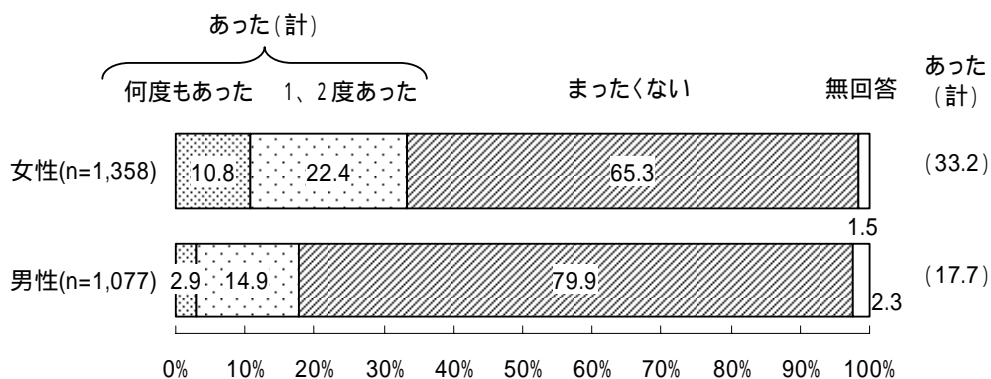
相談窓口の設置・利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し広く周知するとともに、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止するために教職員への研修を実施します。

### 男女共同参画の現状

～結婚経験のある女性の1割は配偶者等からの暴力を受けたことが「何度もあった」

#### 【図7】配偶者等からの被害経験（国）

これまでに結婚したことのある人のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から、“身体的暴行”、“心理的攻撃”、“性的強要”のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という女性は10.8%、男性2.9%となっています。「何度もあった」（女性10.8%、男性2.9%）という人も「1、2度あった」（同22.4%、14.9%）という人も、女性のほうが男性よりそれぞれ8ポイントほど上回っています。

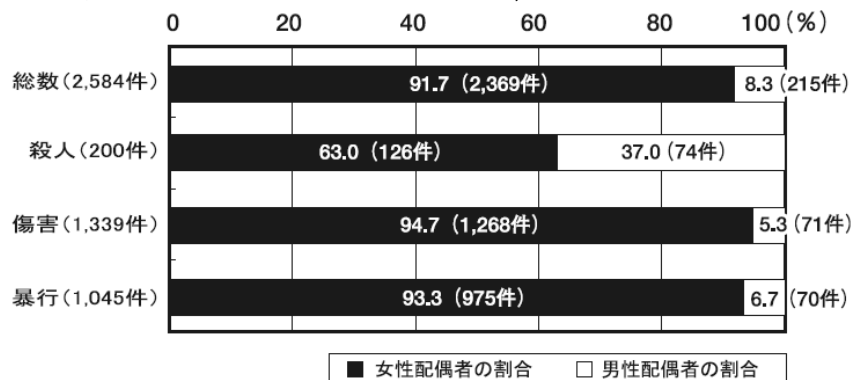


資料 / 内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成20年度

～ 配偶者間における暴力関連の犯罪では、被害者の9割は女性

【図8】配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数の割合)(全国、平成20年)

平成20年(2008年)中に警察が検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行の件数は2,584件に上り、そのうち女性が被害者となったのは2,369件と全体の91.7%となっています。



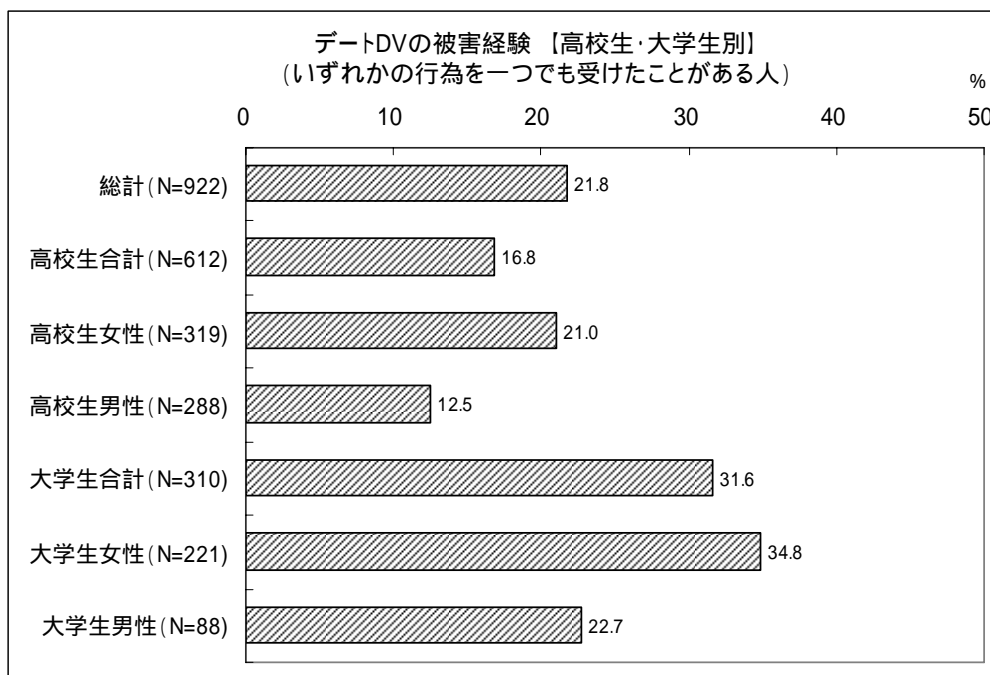
資料 / 内閣府「男女共同参画白書」平成21年度(警察庁資料より作成)

～ 女性の3割弱にデートDVの被害経験があり、その割合は男性よりも高い

【図9】デートDV(交際相手からの暴力)の被害経験(横浜市)

デートDVの5つの行為(「たたく、ける、物を投げつける」、「バカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」)を挙げて、「されたかもしれない」かどうかを聞いたところ、いずれかの行為を1つでも「されたかもしれない」と答えた人(被害経験)は2割となっています。

男女別で見ると、女性は26.7%、男性では14.9%と、女性の方が被害経験の割合が高くなっています。



資料 / 横浜市「デートDVについての意識・実態調査報告書」平成19年度



## 4 計画での重点項目

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、第3次行動計画では、先述の ～ の6つの取組目標として推進する施策の中で、特に次の4項目について、重点的に取り組みます。

### (1) 生活困難の防止と自立に向けた支援

世代間連鎖を断ち切るために、  
子ども世代の学びや育ちを支援します！

成果指標	平成21年度末 現状値	平成26年度末 目標値
母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合	27%	42%

未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯とひとり親世帯が増加し、特に高齢単身女性や母子世帯は、厳しい経済状況に置かれています。一方、高齢単身男性や父子世帯は、地域でのネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあります。

また、近年は、女性、若年層だけでなく、中高年の男性にも非正規雇用が増えています。非正規雇用は、相対的に低賃金で、雇用が不安定になりがちであるとともに、雇用先での職業能力開発の機会を得にくく、キャリア形成が阻害され、自立的・安定的な生活を送ることが困難になっています。

さらに、グローバル化の進展に伴い、定住外国人が増えるとともに、国際結婚が急増する中、外国人の親を持つ子どもも増加しています。外国人女性は、言語、文化・価値観の違いなどから摩擦が生じたり、女性であることで二重の差別を受ける状況もあります。

このような生活困難を抱えている人々は、その困難が複合的に生じ、固定化している状況があり、さらに、世代間で連鎖しがちという実態があります。

このような生活困難を解決し世代間連鎖を断ち切るために、女性・男性特有の困難に陥る背景となっている固定的性別役割分担意識の解消のほか、女性や若者の学びなおし・就業機会の確保と安定した就労の実現や、子どもの学び・育ちの支援、困難を抱える親子等を地域で支える仕組みづくりなど、行政や地域の総合的な取組によるセーフティネットを構築します。

---

## 主な取組

### 学び・育ちの支援

- ひとり親家庭や貧困状態にあたり、日本語指導が必要な児童・生徒に対する伴走的<sup>18</sup>な生活・学習支援
- 高校中退やひきこもり、困難を抱える外国籍青年などに対する多様な進路選択支援
- 高校奨学金制度の充実
- 日本語以外を母語とする保護者への母語での教育に関する相談

### 安定就労支援

- 就労支援  
(ひとり親、若年無業者、新卒・既卒者、高齢者、非正規から正規雇用促進)

### 地域で支える取組

- 地域ケアプラザや地域子育て支援拠点を活用した顔つなぎ応援
- 

<sup>18</sup> 家族が行うような寄り添い型の支援。生活困難な人々は、生活課題をいくつも重複して抱えているため、自ら助けを求めることができず、相談機関を実際に訪れることも難しいため、このような支援方法が必要となります。

## (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組

男女ともに能力を發揮し成長する企業・組織づくりを促進します！

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
男性の育児休業取得率	1.8% (平成 18 年度)	10%

女性がその能力を生かして社会に参画していく一方、男性が家庭生活等においても自立し、その役割を女性と分かち合い、そこから得られる喜びをも分かち合っていくとともに、これにより個人が充実した生活を送れるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。

市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて行政が重点的に取り組むべきこととして、仕事と家庭生活等を両立できるような支援策の充実を求める割合が圧倒的に高くなっています。また、男女ともに、仕事と家庭生活等との両立を理想としながら、男性は仕事のみを、女性は仕事のみ又は家庭生活のみを優先せざるを得ない現状も明らかとなっています。さらに、共働き世帯であっても、男女で働き方が異なり、男性は長時間労働に従事し、家庭責任の多くを女性が担っている状況にあります。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。働き方を見直し、女性の社会参画の促進や、男性が育児や介護、地域活動等に参画できる環境を整備することが必要であり、このために、企業や市民、地域などの主体的な取組に向けた支援を行います。

このほか、待機児童解消に向けて、保育所の整備はもちろんのこと、多様な保育ニーズにあわせてきめ細かな保育サービスを充実させます。

### 主な取組

#### 固定的性別役割分担意識の解消

- 企業向け啓発
- 市役所のワーク・ライフ・バランス推進

#### 就労継続環境の整備促進

- 保育所整備
- 多様な保育サービス
- 父親の子育て支援
- 育児・介護支援休暇取得の促進
- 多様な働き方推進（例：テレワーク）

#### 企業の主体的取組促進

- よこはまグッドバランス賞認定・表彰事業所へのメリット拡大

### (3) 様々な活動の場における男女共同参画の推進

市役所から率先して取り組みます！

成果指標	平成 22 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
横浜市審議会・行政委員会への 女性委員の参画比率	34.1% (4月1日現在)	50% (4月1日現在)
横浜市役所女性責任職 (課長級以上)の割合	8.8% (4月1日現在)	15% (4月1日現在)
		平成 32 年度 目標値 20% (4月1日現在)

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性が参画することによる課題解決などが鍵となります。

しかし、市民の日々の生活の場である地域においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残り、課題解決のための取組に男女共同参画の視点が十分に活かされていない、意思決定に関わる役職の多くは男性に偏っているなどの現状があります。この他、就業の場である市内事業所や、市民サービスを提供する横浜市役所における女性の管理職・責任職の割合は、低い水準にとどまっています。

女性はその個性や能力を發揮するとともに、社会の意思決定過程に参画することで、多様な視点が生かされ、男女がともに豊かに暮らせる社会としていくために、家庭、地域、社会といった様々な活動の場において男女共同参画を推進していきます。

#### 主な取組

##### 意思決定過程への女性参画促進

- 市審議会等への女性委員の登用の促進
- 市役所責任職への女性の登用の促進  
(ゴール・アンド・タイムテーブル方式<sup>19</sup>による推進)
- 市内事業所の管理職への女性の登用の促進
- 地域活動での役職への女性の就任の促進
- 調査や統計における男女別情報(ジェンダー統計<sup>20</sup>)の充実

<sup>19</sup> 達成時期と最終目標を定め、それに向けて、年度ごとの数値目標を設定し推進する方式。

<sup>20</sup> 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要があります。

---

第3次横浜市男女共同参画行動計画【素案】  
平成22年7月

発行：横浜市市民局男女共同参画推進課  
〒231-0017 横浜市中区港町1 - 1  
電話 045-671-2017 FAX 045-661-3431  
電子メール sh-danjo@city.yokohama.jp

---